

The Kansai University Bulletin

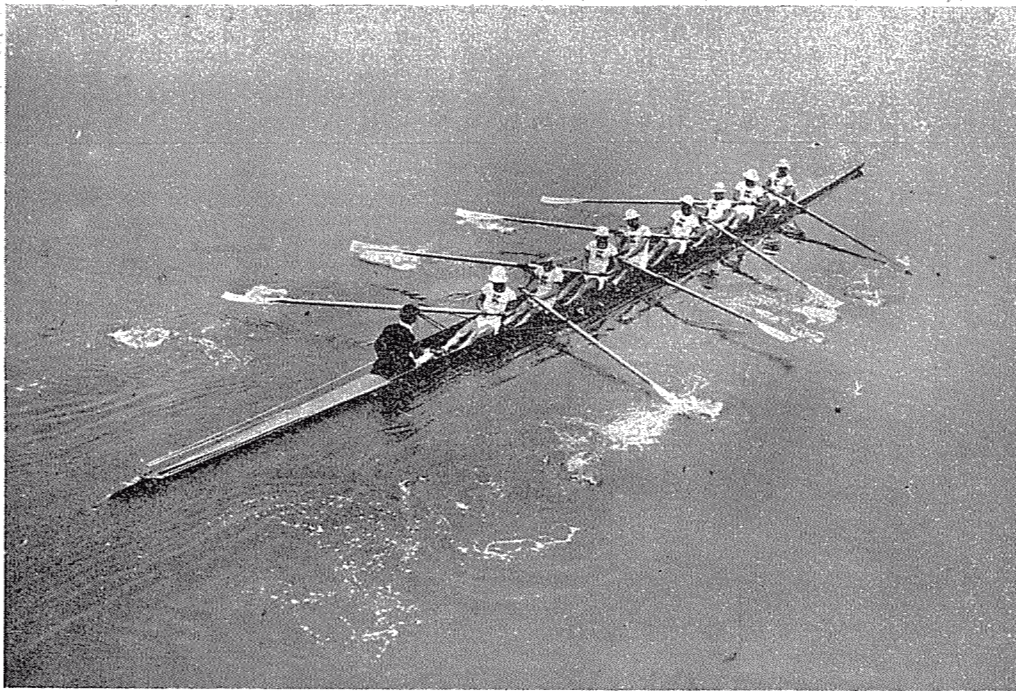
Osaka, July 15th, 1929 No. 71

報學學大西關

行發日五十月七

號一十七第

年四和昭



習練の部艇漕學本るけ於に川崎神

阪 大

番九四〇一(堀佐土) 話電
番三二一(田吹)

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

關西大學學報

(千里山學報改題)

第七十一號

目次

- 挿繪——神崎川に於ける本學漕艇部の練習(表紙)
- グラナダの古城——山岳部の部長送迎會——
- 府下中等學校皇陵巡拜史蹟探勝團第一回例會記念攝影——附屬關西甲種商業學校音樂部第三回ハ—モニカ演奏會——對法政戰に優勝せる陸上競技部——附屬第二商業學校生徒卒業旅行記念攝影
- Leopold von Wiese 關西大學教授 大山彦一
- 勞働法の基礎觀念(六) 關西大學教授 吉田一枝
- 奴隸制度の意義(二) 關西大學講師 辰巳經世
- 高田保馬博士の免償價值について 關西大學教授 武田鼎一
- 千里山回顧 霜村盛郷
- 學内報——辭令——講師囑任——第一學期試驗施行
- 第一學期授業終了——學報題號變更——第七回夏期語學講習會——教職員動靜——圖書館報告——
- 附屬關西甲種商業學校彙報——附屬第二商業學校彙報
- 校友彙報
- 學生彙報
- 金融資本(四) 瀬戸健助
- 古典派經濟學研究 佐伯三郎
- 新刊紹介
- 雜錄

Leopold von Wiese

——人と學說——(其の一)

關西大學教授 大山彦一

たしか、大正十五年年中頃、東京の書肆、刀江書院が編輯出版者となり、米田博士、高田博士が監修者となられて「現代社會學叢書」出版が企畫せられた。此叢書に於ては、タルド、デュルケム、ブーグレ、ジムメル、トエニス、ウエーバー、シエラー、フィアカント、ミュラー・リア、ウイゼ、アドラー、シュパン、パレット、ホフハウス、ウオード、ロツス、ギディングス等の獨逸佛米英伊の主として「近代社會學」の主流を形作る、正しく「現代社會學」の範疇に屬すべき社會學者が集められ、此等の社會學者達の各々に就て、其學說を日本の讀書界に向つて紹介せむとする企てであつた。各擔當者には斯學研究の適任とおぼしき人人が夫夫配置せられたようである。筆者は、フォン・ウイゼを擔當することとなつた。(尤も最初はフィアカントの紹介を試みようかと思つて大分その準備をはじめたものではあつたが。)

本大學、岩崎一教授はギディングスを御擔當であつた。(本叢書の出版豫告—擔當者等—は、岩崎教授著「社會學の人文文獻」の最後の頁に出ている。)筆者はフォン・ウイゼの勞作を悉く蒐めてその思想の全貌を傳へて誤なからしめむと欲し、フォン・ウイゼに向つて私信を發し、親しく彼の感懐をたいたのであつた。彼は快く返信を寄せ、加ふるに數多の自著のパンフレット(雜誌からの抜萃)並びに著作一覽表を筆者に贈るの好意を示した。その後種種な事情のため此叢書の出版は中止となつた。そこで筆者は何等かの方法によつて、フォン・ウイゼの好意に感謝の意を表すべきであるを考へつつ、早數年の歲月は流れむとこである。此時、本學學術雜誌發刊の企ありとこき、まづフォン・ウイゼの人ご思想のあらましを本學報に載せてもつて序言と

なしたならはらむかもつてフォン・ウイゼ教授に對する謝意を表したることなる。尙、筆者は此稿をもつて序言となし、次面に於て彼の社會學說ならびに政治學說をより詳に紹介したことを考へる、もつて稿其(一)となす所以である。

Leopold von Wiese.

o.Prof. d. wirtschaftl. Staatswissenschaften u. der Soziologie an der Universität und Direktor am Forschungsinstitut für Sozialwissenschaften in Köln.

履歷—レオホルド・フォン・ウイゼはシレジエン地方グラーツに生る。伯林大學に學び後各地の社會事業に従事し、其後ハノーフェル工藝大學教授となり、一九一五年にケルン大學教授となり、經濟學、社會學を講じ、現在引續き同大學教授として「經濟學的國家學」及び「社會學」を講じてゐる。

氏はケルン大學附屬「社會科學研究所」(Forschungsinstitut für Sozialwissenschaften in Köln)の理事として其機關雜誌「Kölnner Vierteljahrshefte für Soziologie」を主宰してゐる。此雜誌は獨逸社會學會(Deutsche-Gesellschaft für Soziologie)の機關誌を兼ねるものであるが、氏は獨逸社會學界に於て幹事を務めつゝある。

學說の主要鳥瞰—ウイゼはその根本思想に於て—思想の構成に於て著しくスペンサーの影響を色濃く受けてゐる。従つて彼の學說—「關係學」(Beziehungslehre)「實は連繫學と譯すべきが正確ではあるまいかと考へるが」—は、社會關係の包括的にして全般的なる研究であつて、結合分離(或點に於ては、上下と見做さるべき部分)のあらゆる人間諸關係を網羅し、靜態的なる綿密なる分析と共に

動態的なる過程的、研究が力説せられてゐる。(此點は彼の主著 Beziehungslhre Bd. I—Allgemeine Soziologie, als Lehre von der Beziehungen und Beziehungsgebilden der Menschen; Teil I—1924. を讀むもの齊しく氣付くことなるであらう。)

彼は現代獨逸形式社會學の鼻祖たるジムメルG. Simmel 並びに、ワックスワイラー、Waxweiler 及びオスA. Ross. の影響を受けて「社會關係の研究」をもつて社會學の中心題目となした。彼の社會學—Beziehungslehre—の學史的意義を、彼自身の述ぶるところによつて明らかにせむとするには Soziologie; Geschichte und Hauptprobleme, 1926. に據ることが最も要領に近いと思はれる。私見によれば、形式社會學派の全分野を三派に分ち得るかと思ふ。—a. 結合學派 b. 關係學派 c. 過程學派。あらゆる人間の連繫、並びに關係(Beziehung und Verhältnisse)の中、即ち結合、分離、上下(Simmel—“über und Unter Ordnung”)の根本關係(高田博士の表現によれば根元關係)によつて醸成せらるゝ人間關係の連繫關係の中、結合のみを考察の中心とする學派はa.に屬し、三者各々考察の中にとり入るもの b. 學派にして c. 學派に屬するものは根本關係を過程に於けるものとして考察せむとする學派である。現今獨逸社會學界の古老トエニス(その著 Gemeinschaft und Gesellschaft に於ては明白に結合のみを考察の中心とすることを述べてゐる)はa. 學派に屬し、我國、理論派社會學界巨星高田博士はa.もしくはb. 學派にして、博士の近著「社會關係の研究」に於ては明らかに關

係學派としての色彩が意識的に濃厚であるが

以前は「結合」が考察の上位を占めて、分離、

上下は考察の圏外に置かれていたかの如くで

ある)フオン・ウィーゼは獨逸形式社會學の鼻

祖ジムメル及びアメリカ社會學者ロツスと

ともに正に、即ち過程學派に屬するものとみ

る。ジムメルの社會の本質概念「Wechselwir-

kung」は關係(Verhältnisse)の動態的表現にし

て「Soziale Prozesse」に相應す。此點に於て

て正は、關係の本質論に於て正にハンス・ケ

ルゼン(Hans Kelsen: der soziologische und

der juristische Staatsbegriff に於て)若干

此點に觸れてゐる。及マックス・ウエーバー

或ひはゲルダ・ワルター(Gerda Walther)高

田博士等と解釋を異にする。此點に於てジム

メルの思想的同類者たるフオン・ウィーゼの

如きは、かゝる意味に於て明らかに過程學派

の人である。ウィーゼ自身をして、試みに彼

の著述の中から一句を引いて語らしめよう。

「Wir versuchen also, das Wesen, die

Folgen und Zwecke von Einwirkungen

der Menschen auf Menschen auf dem

Wege zu erfassen, daz wir die sozialen

Prozesse blotzlegen, analysieren und

ordnen」

(von Wieser: Soziologie; G. u. H. 1926, s. 594.)

彼の學說の體系は如何

「關係(Die Beziehung)は——同時に觀察せ

らるるか——社會過程(Soziale Prozesse)及

び形像(Gebilde)と併んで我々の科學の三基

本範疇の「1. 社會學」[Allgemeine Soziologie;

1. Beziehungslehre, s—3]

かくしてウィーゼによれば

一、人間の諸關係並びに關係諸形像の學は二

部より構成せらる。

(a) 狹義の關係學 Beziehungslehre 及び

(b) 形像學 Gebildelehre

二、兩部に於ける嚮導基本概念は社會過程

Soziale Prozess である。

三、(狹義の)關係學(全體の第一部)は分

たれて

(a) 個々人間の諸關係の學と、

(b) 形像内に於ける人間間の諸關係の學とに

(狹義に於ける社會過程)

四、一切の社會過程(廣義に於ける)は即ち

(a) 存在過程 Seins-prozess と(一)

(b) 機能過程 Funktions-prozesse として研

究せらる。

五、一切の社會過程(廣義に於ける)は、

(a) 結合の verbindende

(b) 分離の lösende

(c) 一定の方向に於て結合の、他の方向に於

て分離の過程である。

(筆者註——此項に方向として Sinnel über

und unter-ordnung の概念が導入せらるべきなの

であるが、——しかし意味として加へられたるもの

として解釋する方が善意的且つ好意的であらう。——正

確嚴密に言へば然らざるべし)

六、關係形像(社會形像)は三種より成る。

(a) 大衆 Massen (第一の最小羣の形像)

(b) 集團 Gruppen (第二の中間羣の形像)

(c) 抽象的集合體 abstrakte Kollektiva (第

三の最高羣の形像)

七、一切の社會過程の總過程(廣義の)は所

謂社會化 Vergesellschaftung を生じ、社交

Gesellung と離隔 Vereinzelung に總括せ

らる。

八、結合分離の兩基本過程は主要過程 Haupt

prozess に分たれる、此等は下層過程 Unter

prozesse に、最後に此等は個別過程 Einzel

prozesse に分解せらる。

九、主要並びに個別過程は(狹義の)關係學

Beziehungslehre に於て

(a) 概念的に限定し記述され、

(b) 總體系中に分類せられ、

(c) 分析せらる、即ち

(d) 其が第一段の諸關係である限り、客觀

的諸現象として、

(e) 主觀的諸現象として、

(f) 測定せられ、さらし

(g) 他の諸關係と比較せらる。

十、形像と個人とは前後の關係に立たずして

同時性と等價妥當の關係に立つ。」

(Beziehungslehre, I. s. s. 31—32)

彼は Nacheinander の觀察に非ずして Neben

einander の觀察のフリマートを特に主張して

るのであるが Nacheinander の觀察を試みた

ならば、我々の關心をそそること更に大なる

ものがあるであらう。——尙詳細なる叙述は

筆者次回を期して紹介し批評したい。

彼の學の方法 Methodologie は如何。

曰く、die soziologische Optik:

「特に社會學的光學とは次の事實に在ること

なのである。即ち社會過程の中に成立する行

動並びに此等の行爲の諸成果及び諸機能は、
よし個人人の心理的なるもの又は肉體的なる
ものが此獨特に把握せられたる事象に對して
建築材料を給しようとも、生物學的に心理學
的に或ひはその他非社會學的に説明し得られ
ぬ或特殊なるものであることだ。」(Soziologie
G. u. H. s. 96.)
かくして彼は die soziologische Optik によつて
具體的社會事象に對して Einstellung を行
ふ結果、その社會學的レンズを通じて他の社
會諸科學と區別せらるべき純粹に社會學的な
る構成部分が獲らるのである。
「各形像自體は「顯微鏡」の一定の焦點規定
に於ては分子として現はれ、別途の光學に於
ては各分子は形像として現はれる」(Bezie-
hungslehre I. s. 5) 如きその一例である。彼
の Tafel der menschlichen Beziehungen in
soziologischer Betrachtung はかくして得ら
れたるものに外ならぬ。
〔筆者が嘗て「友子同盟の研究」——徳川時代に於
ける職業労働者組織——一部分社會學雜誌發表——に
於て試みたる關係形像の圖式は、正に soziologische
Optik によつて得られたるものとして、ウィーゼの
期待に十分に添ひ得たるものであつたこと信ずる。
(當時筆者はウィーゼの學說を、從つて soziologische
Optik を十分に解しなかつたのではあるが)その後
に於て友子同盟の組織的研究を、しき史料によつて
日本職業労働組織史の一側面として體を成さしむる
と同時に「社會學的研究」として更にかの一旦得ら
れたる關係形像の圖式を定型的に verarbeiteten
した。その結果は、當時筆者は九大法文學部に奉職中
であつたので高田博士にも御覽に供するを得たが、
私は何等かの機會に於てフオン・ウィーゼに此圖式
を示して、東洋の片隅に於てコックとして顯微鏡
的操作をなす一學究が Profische Einstellung の結
果彼とは獨立に、やはり彼の期待して實現せむとす
る圖式を日本の材料によつて得つたことを報
じたこと思ふ。〕
以上學說の大略を述べたが、詳細なる紹介は

次回にゆかり、彼の筆者に宛たる私信を公開して諸君の御参考ご供したる。

Researchsinstitut
für Sozialwissenschaften
(Soziologische Abteilung)

Köln, den 15. Jan. 1927

Claudiusstrasse 1.

Telefon Ulrich 4911—16

(Nebenstelle Forschungsinstitut)

Herrn

Hilkoichi Oyama

Assistent an der Juristisch-rechtlichen Fakultät
an der Kyushu-Universität
Fukuoka (Japan)

Sehr geehrter Herr Oyama,

Herzlich danke ich Ihnen für Ihren sehr freundlichen Brief vom 7. 12. Ich stehe Ihnen gern, so weit es mir möglich ist, zur Verfügung. Heute sende ich Ihnen (unter I) ein fast vollständiges Verzeichnis aller meiner wissenschaftlichen Veröffentlichungen. In ihm habe ich mit Bleistift die im engsten Sinne soziologischen angestrichen.

Brauchbarer für Ihre Zwecke wird das kurze Verzeichnis unter II sein.

In den nächsten Tagen werde ich Ihnen als Drucksache einige Aufsätze von mir, die in den Köhler Vierteljahrsheften für Soziologie erschienen sind, senden.

Mit den Marxisten habe ich mich gelegentlich auseinandergesetzt. Doch sind meine Äusserungen zu diesen Punkte über meine Schriften zerstreut. Eine Abhandlung, die sich nur mit ihnen beschäftigt, habe ich nicht geschrieben. In dem Geschenhbändchen "Soziologie", das Sie

bereits besitzen, finden Sie auch ein paar Äusserungen über das Verhältnis zu den Marxisten. Meine Beziehungslehre stellt im Grunde den mehr geschichtsphilosophischen und wirtschaftspolitischen Problemen des Marxismus neutral gegenüber. Nir vermag ich nicht die Klassen und Klassenkämpfe als Ausgangspunkte der gesellschaftlichen Entwicklung zu nehmen. Klassen sind für mich ebenso Ergebnisse der menschlichen Beziehungen wie andere soziale Gebilde. Über Bucharin will ich Ihnen ein andermal schreiben, da ich im Augenblick zu sehr in Anspruch genommen bin.

Für die Soziologie in Japan hätte ich denselben Wunsch wie für unsere deutsche Wissenschaft, dass sie nämlich beide die eigentliche Fachwissenschaft der Soziologie möglichst trennen von Sozialphilosophie und von Politik.

Soviel für heute. Ich würde mich aber freuen, wenn wir dauernd in geistiger Fühlung blieben.

Mit angelegentlichsten Grüßen und vielen Dank für Ihr Interesse an meinen Versuchen.

Ihr Ihnen sehr ergebener

E. v. Weiser.

Researchsinstitut
für Sozialwissenschaften
(Soziologische Abteilung)

Köln, den 22. 10. 1927

Claudiusstrasse 1.

Telefon Ulrich 4911—16
(Nebenstelle Forschungsinstitut)

Sehr geehrter Herr Oyama,

Sie hatten die grosse Freundlichkeit, mir mit einigen lebenswürdigen Worten ein schönes

Büchlein in japanischer Sprache zu überreichen. Ich danke Ihnen herzlich dafür und bitte gleichzeitig Professor Matsumoto in Tokyo, uns eine kurze Anzeige dieser Schritt für die Köhler Vierteljahrshefte für Soziologie zu schreiben. Mit nochmaligen besten Dank und angelegentlichsten Grüßen

Ihr Ihnen sehr ergebener

E. v. Weiser.

別紙「一冊の送付」(ハロー、より筆者宛私信) 寄附

寄附書目録(送附所蔵)

Wegweiser für das Studium der Soziologie oder Gesellschaftslehre, an deutschen Hochschulen. 1921

Dietzels "Individualismus."

—(Köhler Vierteljahrs Lette II. Heft I)

IV. Literaturbesprechungen und Literaturnotizen

V. Chronik.

VI. Vereinsoffizielle Mitteilungen der Deutschen Gesellschaft für Soziologie.
(Köhler V. Y. IV, Heft 3/4.)

Das Verfahren bei beziehungswissenschaftlichen Induktion und Analysen von Schriften. (Köhler V. Y. V, Heft 1/2.)

II. Spezieller Teil: Archiv für Beziehungslehre, Das Paar. (Köhler V. Y. V, Heft 3.)

III. Zur Literaturgeschichte.

Tönnies Einleitung der Soziologie
(Köhler V. Y. V, Heft 4.)

II. Spezieller Teil: Archiv für Beziehungslehre. Das Paar und der Dritte, die drei

Gliederige Gruppe

(Köhler V. Y. V. Heft 2.)

ウーバーの本論文脚註に於て、此論文は Gebildelehre——當時未だ單行本として發行せられてゐなかつた——からの抜萃であるといふ前掲の Das paar の續であるから、そのウーバー讀んで貰ひたいといふ事を斷つてゐる。

Die Problematik einer Soziologie der Revolution

(此論文は好機によりて筆者紹介である)

Gutachten zur Sozialisierungsfrage, Die Probleme der "Sozialisierung."

Einführung in die Politik

筆者註——此論文は三卷より成る

Kapitel I. Politik im allgemeinen

Kapitel II. Politik im State

Kapitel III. Streiflichter auf das Parteinwesen und auf die Einflüsse von Wirtschaft und Ethik auf die Politik.

即ウーバーの政治論集であるといふ政治學者、國家學者——彼はケルン大學に於て——カントの國家論を講義をなしてゐる由——カントのウーバーの側面を見るに面白い。私などは、これをより詳細に、日本に紹介し且つ批判したるに幸へてその好機を待つ。

著者 Dr. Professor Doktor Leopold von Weiser の健康を祝つ。

——時の聲にちりたる旭々旦として、

1929. 6. 13——

編輯者氏詩集「谷間の泉」出版を祝つ

遺 藤 庄

著明の中をに湧く泉かな

勞働法の基礎觀念 (六)

關西大學教授 吉田 一枝

目次

序 説

第一節 人格權

第二節 勞働權 (以上既載)

第三節 生存權

第三節 生存權 (その一)

There is no wealth but life. — Ruskin.

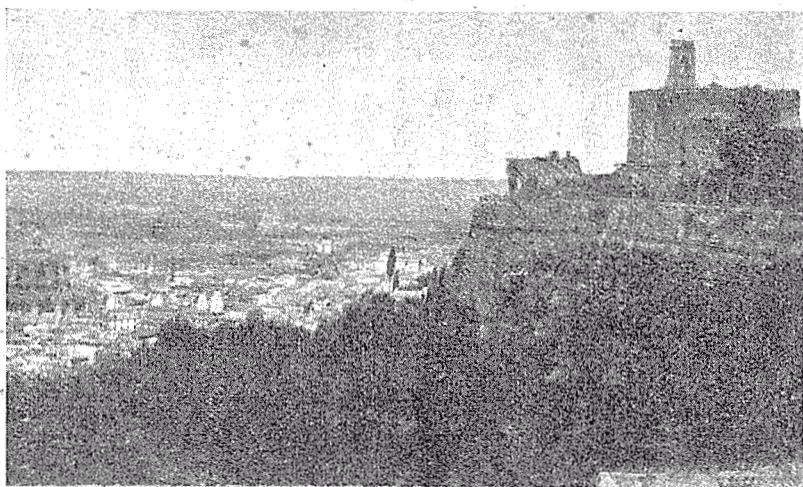
聖書の創世記に「神その像の如くに人を創造り、生よ繁殖よ地に満溢よ」と祝福された。神、人を創造り、人、人を生み、人、地に満ちた。かくて神の子は今唯だ生きんがために間斷なき生の鬭争を續けてゐる。

最近の社會思想の傾向は「人間は誰でも生きる權利がある」と云ふ觀念にその根底を置いてゐる様である。この世に生れて來た以上は吾吾には生活生存する權利がある。然も吾吾が日日生活苦に逐はれ働けき働けきわが生活らくにならざり、じつと手を見る」のは社會の組織制度が悪いから先づその制度組織の改變から始めなければならぬと云ふのが社會主義的思潮の底を流れてゐる考へ方であらうと思ふ。

生存—何と云ふ人間味のある言葉であらう。吾吾人間のもつてゐる本能のうちで何が強烈であるかと云ふても、生きんとする本能慾ほび根強いものはまたとありますまい。餓ゑたる者は食を選ばず、溺るる者は藁でもつかむとは、人間の飽く迄も生きんとする第一義的本本能慾である。

凡そこの世に生を享けた以上は、その生れて來たと云ふ單なる事實のみでも十分にその生活生活を完ふせしむべきは人情の自然から云ふても至當なことである。生存生活する權利—生存權—生活權—之は憲法法律の條文の有無に拘はらず、社會的必然的に超法律的に認めざるを得ない人間第一義の權利である。

生存權 (Recht auf existenz, Right to existence, Right to subsistence, droit a la vie.) に就いては英國に於てウィリアム・ゴドウィン (William Godwin 1766—1836) 氏(氏は「政治的正義の研究」(An Enquiry concerning Political Justice and its Influence on General Virtue and Happiness. 1793年第1版)に於て、平等共產の社會を實現する前に先づ人間は、智的及道德的に完全に變革すべきものなること並に性慾は理性によつて統御せられ爲めに



關西大學の塔 (關西大學の塔)

人口過剰に苦しむことなるべしと云ふ前提の下に生存權の要求又は生存扶助の義務の存在を説いたのである。

然るに之に對する自然科學的實驗の見地より生存競争適者生存の姿を説明し、生存權を否認した人はマルサス (Malthus 1766—1824) 氏である。氏は「人口論」(An Essay on the Principle of Population. 1803年第1版)に於て「既に所有權の行はれてゐる世界に生れて來た者は、若し彼が正當に要求し得べき兩親から其生活資料を得ることが出來ず、又社會が彼の勞働を欲しないならば、彼は食物の最少部分に向つても何等の權利を有せざるものである。實際彼はその生れて來た世界に於ける全くの餘計な者である、自然の盛大な饕餮 nature's mighty beast に於て彼のために設けられた空席は一つもない。自然は彼にして若し彼が來客中の或る者に憐みを乞うて其席を譲り受くるにあらざる限り、自然は直ちに其命令を執行するであらう。若し又來客中のある者が立ちあがつて彼のために坐席を設くるならば、同様なる恩恵に浴せんと欲する者は陸續として現はるであらう、若しそれ來る者は拒まずと云ふが如き報道一度傳はるに於

ては室は、無數の請求者によりて充され、饕餮の秩序も調和もかき亂され、豊富に見えた食物も不足に變じ、斯くて堂内の到るところに食を得ずして憐を乞ふ者を生じ、又此處に來らば必ず食物ありと教へられたにも拘はらず、來て見れば食物無きに立腹しつつある人は喧喧囂囂として其非を鳴らし來客の幸福は全く破壊され終るであらう……」と。而してこの一節の前節には氏はペーン氏の人權論 (Right of man) を攻撃してゐる。曰くペーン氏の人權論によつて惹き起された害惡を除去するには、人間の眞實なる權利を一般に知らしむるより有効なる方法なかるべし。是等の權利の何なるかを説明するは、本講の目的とする所ではないが、唯だ然し茲に人類が一般に有すと考へられ然も余はそれを有せず、又有し能はずと信する一の權利がある。即ち人が勞働によつて生活資料を正當に購ひ得ざる場合に尙ほ有すとせらるる生存權 a right to subsistence 之である。固より現今の法律は人はこの權利を有するものとし、社會は正當なる市場に於て職業及食料を獲ること能はざるものに對し之を供與する義務を負ふと規定する。然しそれは、自然の法則 the law of nature に反するものである。又前記「自然の盛大なる饕餮」の次節にはレイナル氏の「印度史」に於ける「凡ての社會法 social law に先だち人は生存權を有す」とあるを攻撃し「之は恰もすべての社會法制に先だち萬人悉く百歳迄否千歳迄も生存する權利を有すと云ふに同じく全く力の問題で權利の問題ではない。更にマルサス氏は人口論の第五版(一八一七年)に新に挿入した第四篇第十二章「貧

者の給養權 (the right of the poor to support) を否定してゐる。

フイヒテ (Fiche 1762—1814年) 氏は理性國家に於ては何が各人に屬するか、即ち「彼に屬するもの」とは何ぞやとの問題に對し、氏は生存權を承認することによつて之に答へてゐる。即ち「凡ての人類の目的は生き得んがためである。而してこの生存の可能に對してはすべて自然によつて生命を與へられたものは、同等なる權利の要求をもつてゐる。故に財産の分配は何よりも先に之によつて凡ての者が生存し得る様になされねばならない。生きよ而してまた生かしめよ」と。加之フイヒテ氏は更に生産された享樂資料を封鎖商業國構成の各員間に平等に分配することを問題解決の唯一の鍵と推奨してゐるのである。

(der geschlossene Handelsstaat 1845年) その他生存權に就ては佛のモルリ (Morelly) パブウフ (Babeuf) フウリエー (Fourier) ルイブラン (Louis Blanc) ヲサーレ (Lassalle) 氏、獨のウイリヘルムワイテリグ (Wilhelm Weiting) カールメンガー氏 (Karl Menger) 英のウイリアムトムソン氏 (William Thompson) 米のウイリアムアルフレッドハインズ氏 (William Alfred Hinds) 等が論じてゐる。モルリ氏 (Morelly, Code de la nature 1755年版) は生存權を説明して「凡ての市民は公の費用によつて支持され扶養され授職さるる公の人となるであらう」と云つてゐる。然し前記の人人は主として生存權の空想的理想的哲學的——自然權的主張である。奥のアントンメンガー氏 (Anton Menger, 1811—1906年) はかなり明瞭に法律組織的に生存權

を説明して「凡この時代の社會主義的制度に於て甚だ重要な役目を演じた生存權の基底たるものは唯だ生存慾望 Existenzbedürfnisse であるのみである。従つて生存權とは社會の各構成員は、その生存に必要な物財と勤勞が他人の緊切(急迫)の度少く慾望の充足に供せらるるに先だち現存の資料(手段)に應じて彼に類與せらるべきことを要求し得る權利である」(das Recht auf den vollen Arbeitsersatz in geschichtliche Darstellung, 1904年3版)

即ち各人が生きるだけの慾望が充足せらるる様に、資料の分配を社會に請求し得る權利をもつてゐると云ふのである。人間が苟も正しく生きんとする限り、その生存は尊重されねばならない。生存權はすべての慾望を現存の資料に應じて充足せしめんとするものである法律關係に於ては、權利者に對する義務者は特定し對立してゐるものであるのに、この新しい權利(生存權)は義務者は社會國家と云ふ多數不特定人たることを特色とするものである。

メンガー氏は從來の個人權に對し之を社會權と命名したのである。一定の文化社會に於て特殊な反社會性を表現するものは暫く之を措きその社會成員の生活生存を保障する義務があると云ふことは、今日に於ては殆んど社會哲學上又は法律哲學上遍ねく承認されてゐる要諦である。メンガー氏は生存權の内容として「未成年者にあつては扶養及教育を受くる權利、成年者にあつては單に扶養を受くる權利、之に對し成年權利者は相當の勞働給付の義務を負ひ老衰疾病その他虚弱なるため勞働不能となつてゐる人人にあつては救護を受く

る權利」を掲げてゐる。(Ibid)

メンガー氏の云ふ如く、生存權は凡ての人に與へらるるものとすれば、それは苟も人と云ふ人は何等境遇、身分、地位、年齢、性別の差異なく又智識、能力、體質、賢愚、技術上その他一切の條件を顧慮することなく悉くみな生存の權を有することとなるのである。然し生存權は單に抽象的何等内容の乏しい様なものであつてはならない。經濟學者は之に内容を與へて人類としての生存の最少限度——國民的最少限 (national minimum) の問題たる最低賃金 (minimum wage) の問題とするのである。

最低賃金の問題には色々の解釋があるが、要するに或る種類の産業に於ける或る種類の勞働者に對してその必要なる生活費 (cost of living) を取得するためにはそれだけの賃金を與へらるべきであるかを決定しようとするものである。その所謂最低と云ふことは、普通能力を有する勞働者を基準として云ふものであつて、適當なる賃金 (proper wage) 公平なる賃金 (fair wage) 正常なる賃金 (normal wage) 平均的賃金 (average wage) の意味であつて従つて、より以上の賃金を得らるることはもとより當然なことである。この意味に於ける賃金の最低である。この場合(最低賃金)に於ては、生存權は直ちに勞働權の問題に移つて行くのである。メンガー氏は勞働權を説明して「私企業者の下に於て勞働を見出し得ない凡ての勞働能力ある市民は勞働權によつて國家又は地方團體に對し普通の日傭賃金の支拂に對し普通の日傭賃金を與へらる

べきことを要求し得るものである」(Menger, Ibid) と云つてゐる。

果して然らば、その權利は生活の最少限度を問題としてゐるものであつて、隨つてこの勞働を要求し得るものは特別な技能や高級な能識を有することを必要としないことは云ふ迄もなく、唯だ何等かの筋肉的機械的勞働をなし得るものに過ぎなくなるから、メンガー氏の所謂生存權の内容は少しく貧弱であると云はねばならないのである。かかる意味の生活權は人的生命が物質世界の外に出づるゝるが出來なくなり、單なる弱者保護となり悪平等となるのである。茲に少しく生存權の内容を補正する必要がある。

英國の實業家にして多年勞働者生活の研究として著名の士ロントリー (Rowntree) 氏は、産業界の不安を除去して平和を招來するには
イ、合理的な最低賃金を保障すること
ロ、合理的な就業時間制を規定すること
ハ、職業の合理的な經濟的保障をなすこと
ニ、産業界に於ける勞働者の地位を高め彼等に合理的に發言權と事業上の協力に必要な相當の權利を與ふること
ホ、合理的に利益の分配に與らしむること
の五項目を擧げ、然も氏の經營せる企業に於てはこの項目は十分に實施してゐると云うてゐる。
ヘンリーパーキンソン (Henry Parkinson) 氏は、社會科學序論に於て「人類に固有する權利」として
イ、生きる權利(生存權)
a. 生きる權利

- b. 自己の生命を存続し防衛する権利、幼少の場合にあつては他人によつて生存を存続せしめらるる権利
- c. 衣食住に就ては眞に人らしき標準に於て生命維持の権利
- o. 教育せらるる権利

a. 宗教及道徳的善行爲に於て教育せらるる権利

b. 世俗的智識の適度に於て教育せらるる権利

c. ある職業の熟練技巧及義務に於て教育せらるる権利

ハ、自由を享有する権利

ニ、労働する権利

ホ、休養する権利

ヘ、創造者(神)に對する義務を果すの権利

の六項目を掲げてゐる。

ロントリー氏パーキンソン氏等が擧げてゐる生存権——人間らしき生活生存を要求しうる権利に關するものとしては、アントンメン

ガー氏のそれに比し更に廣汎なる範圍に及び能く教育道徳宗教の精神的方面をも高調してゐるのである。

生存権の内容は單に肉體的の存続許りではなく、經濟的方面に於て最少限度の生活費に關する規定をなし、更に積極的に精神的の内容を與へ人間生存の理由を理性的の方面より考察し、教育により休養により身神兩者の發達をなさしめ、人生に對して道徳的理想を與へたものと云はねばなりません。

今日生存権立法として擧ぐべきものは、先づ未成年者に對する義務教育の制度である。未成年者は次代の國家にとり一の重要な資源

である。故に之を適當に教育し健全なる身神の所持者たらしめ以て能率ある仕事をなさしむるために、出來得る限り教育を授くることは國家社會の義務でなければならぬ。之れメンガー氏等の夙に唱ふるところである。ラスキン (Ruskin) 氏はその著「此後至者にも」(Unto this Last) に次の様な聖書の語を引用してゐる。

「或る葡萄園の主人が早朝銀一枚の賃金で約束して幾人かの労働者を雇ひ入れた後、九時頃にまた街に出で空しく立つてゐるものを見付け、相當の賃金を約束して彼等を葡萄園に送つたのである。暫くして十二時頃に、更にまた三時頃に同じ様に労働者を雇ひ入れ、最後に日が漸く西に傾いた五時頃に他の人々を見付けて彼等をも雇ひ入れたのである。そうして晩方仕事を終つて、愈々賃金を支拂ふ段になると、主人はその最後に來た者にも最初から働いて居つた者にも同一な賃金を支拂つたのである。そこで最初から働いてゐる労働者の一人は大に憤慨して、「一體さうして左様なことを爲さるのですか、私達は朝早くから夕方まで暑い中を苦しい労働をしたのです、然るに彼等は午後の五時に來て一時間許りよりの働かなかつたではありませんか、然るに私達と彼と同一平等な賃金をお支拂ひになると云ふことは甚だしい不公平極まる處置ではありませんか」と主人をなじつたのである。そこで葡萄園の主人は私は「何も君に對して不義をした積りは少しもない、私は君と銀一枚の約束をしたではありませんか、君は君の賃金を持つて行くがよろしい、私は「この後に至る者にも」(Unto this Last) 君と同じく

銀一枚を與へるであらう」と。

色々な比喩、意味、教訓をもつてゐるこの葡萄園の主人と労働者との會話は、經濟生活 (Wirtschaftsleben) に關して私共に教ふる

ところは、勤勞する者の報酬はその勤勞する人の勤勞の給付と關係なく人人がその必要により生存慾望 (Existenzbedürfnisse) によつて

頒與せらるべきものであると云ふこと、即ち萬人の生存権が認められ各人の慾望に應じて財の分配せらる、制度を推奨してゐるものと考へらる、様である。私共の希望し念願した

いは、アントンメンガー氏も云ふた如く又獨逸憲法百五十一條、エストニア憲法廿五

條にも明記してある如く、他人の贅澤三昧の生活に先だつて凡ての民衆——この世に生存してゐるすべての人人が「人間らしく勤勞し

たら人間らしい生活が出來得る権利」を承認する制度を云ひたいものである。

生存権の要求は社會運動労働運動の最後に到達すべき遠大な理想目標である。遠いけれども吾吾は明に之を正視しなければならぬ。一九〇六年の英國の教育法 (The Education Act) は兒童の教育を國家の義務たるものと認め、食物營養物の不足な兒童に對しては食物の供給請求権を認めたのである。獨逸憲法は兒童保護につき竝に子女教育の権利及義務に付て規定し、その他教育及學校 (Bildung und Schule) なる章を特に憲法中に設けてゐる。瑞西憲法廿七條、同廿七條の二、和蘭憲法百九十二條、埃國憲法十七條、ブラジル憲法三十五條、西班牙憲法十二條、ダンテツヒ自由市憲法百二條、エストニア憲法十二條、チエツコスロバキア憲法百十九條、百廿條等

フィンランド憲法七十八條乃至八十二條、○シア憲法八條等はみな教育に關する規定を含むものである。ポーランド憲法九十四條は公民はその子をして祖國の善良なる公民たらしむるために之に教育を與へ少くとも之に初等教育を確保する義務を負ふ云々と規定してゐる。

ダントンは「パンの後はには教育が國民にとつて尤も大切である」と云ひ、孔子は足食足兵使民信之矣と云ふ。食を足すと云ふことは政治の第一要件である。

不具廢疾及病者に就いては、或は私法上に於ては無過失損害賠償責任論として賠償請求權の承認が提唱せられ、或は又公法上に於ては労働者災害賠償法の制度を見るに至つたのである。或は貧民救助法となり疾病保險廢疾保險の制度となつたのである。老人に對する扶助の制度としては、養老年金法、老廢保險法救貧法等となつてゐる。その他失業保險、出產保險、死亡保險、寡婦孤兒保險、健康保險災害保險、疾病保險、廢疾保險法、最低賃金法等は生存権立法として擧ぐべきものであつて、殆んゞ世界の文化諸國間に於て何れもみな採用實施してゐるところである。

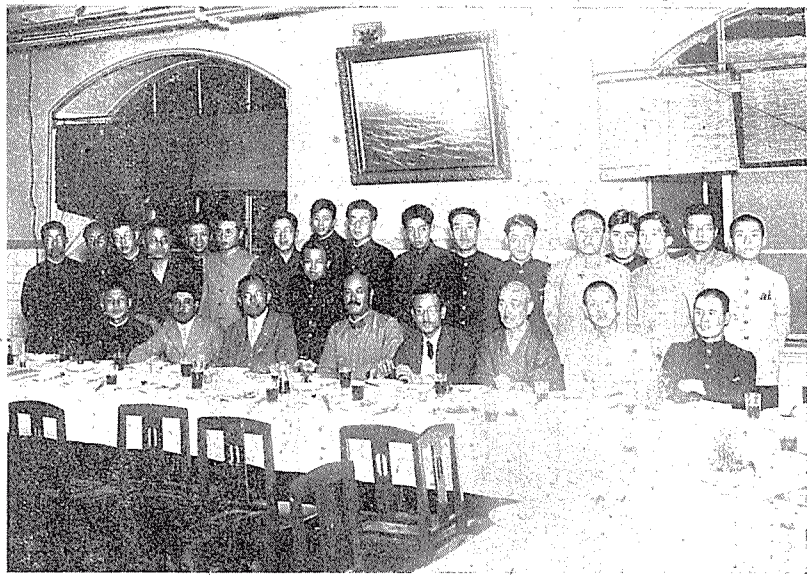
今生存権承認の理論的根據として考へらる、ものの二三を擧ぐるならば

イ、生存権は社會經濟生活に於ける強烈なる生存慾に基因する要求に對し、社會的に權利として承認を求めんとするもの、即ち本能的生存慾にその理論上の根據を求めんとするもの

○、社會が社會構成の一分子たる各員の存在を完からしむること——生存権を與へると云

ふことは、即ち社會の目的の一部であると云ふ社會連帶觀念に於ては、如何なる人の財産も技術も勞働も健康も何れもみな社會國家のために利用せられねばならないと云ふ義務があるから、随つてまた茲に社會に對し當然主張すべき權利が発生し、この權利行使を可能ならしむるために、各人の生存はその社會内にあつて先づ權利として確保せられねばならないと云ふことは、社會生存の目的より考案して寧ろ情理の當然とするところである斯くして社會組織の必然上その根據を求めんとするものハ、社會構成の各員に對しその生存權を保障し、その生活を確保するは、各人格の文化價值生活の實現に最低の根帯を與へると云ふ意味に於て社會哲學——價值哲學上にその理論上の根據を求めんとするもの。

人間の生存——苟も人間がこの世に生を享けた以上は文化的に生存生活し得る權利——社會國家がその構成員に對しその生存を保障すべしと云ふことは寔に望ましい限りである。私共はこの種の主張に對し同情と感謝の念を捧ぐるものである。然て生存權——之は抽象的に文學的に法文によつて承認されても實際的には容易に解決し難い問題である。私共はマルサス氏ならずとも第一に國家は果



山部部長の送迎會

して無制限に遞増して行く人口に對し凡ての國民の生活生存を保障しそのために凡ての人口に勞働の機會を公正に提示し得ることが可能でありませうか？
第二に富有なる國家は富有ならざる他國の人口に對しその生活生存を承認し保障し果して

て、老人權なるものを提唱せられて居ります。之は英國に於ける養老年金 (Old age pension) の制度と等しく一種の生存權の承認と見るべきものである？
民法七百四十七條、戸主はその家族に對して扶養の義務を負ふ——(第二八頁、續)——

奴隸制度の意義 (承前)

——特に他の若干諸類型との差異——
關西大學講師 辰巳經世

晴れて夫婦である。ニユー・サウス・ウエールスでは娘が許嫁の男(大抵老人)を嫌つて若い愛人と墮落することがよくある。不幸家人に發見され、連れ戻られて打擲されることもよくあるが、それにもこりず墮落を繰り返して居ると、聽てその決心の固さが知られて許婚は取消され、愛人たちは晴れて夫婦となる。タスマニアでは女が盗み出されることがある。だがそれは彼女の意思に反してではない。一般には娘はその父の同意を得て愛する男を夫とすることに成功する。父が同意しなければ墮落するまでである。等等。

A 奴隸と隷從妻との差異(續)
私は現存未開族の間に於て、妻女が完く奴隸状態に在るといふ主張、竝にかくの如き主張に根據を與ふるものとしての人類學者たちに依る各種の報道を紹介して置いた。だが同時に、これらの報道がその結論の根據とするに一面的であつて、全然正反對の結論を根據づくるに足る同様に信頼すべき諸報道の存することを附加して置いた。かくて本號に於ては、彼女らの生活に於ける他の一面、即ち明るき面に關する諸報道を本研究が必要とする限度に於て紹介することから始めなければならぬ。

I、「妻女はその夫に依り、全然彼女自身の意思に頓着なくして占有せらるる」と前掲諸報道は言ふ。然し吾吾は同時に、その夫の撰擇に當つて、娘の意思が多々の程度に於て考慮せらるる事實に就ても聞くところか少なくない。例へばハーバート河畔に於ては、婦人は屢その愛人を夫として持つ、かくの如き場合彼女に至極幸福である。時とすると婦人はその愛人と手に手を取つて墮落することもある。ク井ンランドに於ても、若い男女が相愛して居り、部落會議がその結婚に反對する場合には、所謂彼と彼女が、手に手を取つて突つ走り、二ヶ月許り経過して再び部落に歸つて来る。その時は最早誰の反對も受けずに

晴れて夫婦である。ニユー・サウス・ウエールスでは娘が許嫁の男(大抵老人)を嫌つて若い愛人と墮落することがよくある。不幸家人に發見され、連れ戻られて打擲されることもよくあるが、それにもこりず墮落を繰り返して居ると、聽てその決心の固さが知られて許婚は取消され、愛人たちは晴れて夫婦となる。タスマニアでは女が盗み出されることがある。だがそれは彼女の意思に反してではない。一般には娘はその父の同意を得て愛する男を夫とすることに成功する。父が同意しなければ墮落するまでである。等等。
吾吾はこれ以上かくの如き例を擧げる必要を見ない。試みに吾吾自身の周圍を眺めて見ると、全然娘の意思を無視した命符結婚や政略結婚は、吾吾の國に於て最高文明階級を以つて誇る人人の間では通常茶飯事である。許婚が尙ほ一般的であるのは勿論、娘が彼女自身の意思を主張して愛人と結婚せんとするが如きは、善良なる道徳律に反するものとさへされて居る。かくの如き理由から、吾吾は吾吾の國に於て妻女が奴隸であると斷言し得るであらうか、況んやその故に吾吾の國に奴隸制度が現存すると主張するものがあるであらうか。
○、「妻女は全く夫の權力下に在り、その意の儘に偶せらるる」詳言すれば、第一には「妻はその夫の財産若くは奴隸であり」、第二には夫は「蔑視的態度を以てその妻を偶し」、第三には「夫は動もすると妻を虐待しこれを殺戮することさへある」、第四には「夫はその妻を交換又は貸與し」第五には「夫の死後、妻はその兄弟の所有物となる」と前掲

諸報道は言つて居る。だが吾吾はこれらの點に就ても亦全く正反對の諸報道にも接するのである。

(一)及び(二) 人類學者は屢屢夫婦間に於ける濃かなる愛情に關しても報じて居る。例へばモアトン灣附近では、夫婦間の愛情の特に濃かなるものが多く見られる。ハーバート河畔に於ては一般に夫婦は極めて仲良く暮して居る。Eymann に從へば、不幸なる夫婦關係は南オーストラリアの間では知られてゐない。Fischer はニュー・サウス・ウエールズの土人に就て次の如く述べて居る。即ち「夫は一般に妻を愛し、彼女に對して親切である。……彼らの生活様相は一般に亂暴な殺風景なものであるが、夫婦間の生活の關する限り、屢屢愛情濃かにして幸福である」と。

Bonney に從へば、ニュー・サウス・ウエールズのダーリング河畔に於ては「若い娘は屢屢殆ど若くは全然知らなかつた男子に嫁することを強制せらるるが、その夫婦生活に於ては一般に幸福と満足とを見出す。夫婦喧嘩は稀であつて、互に相愛し合つて生活する。」中央オーストラリアに於ても「婦人は一般に、酷すぎるといふやうな待遇は決して受けてゐない。……これらの土人の婦人の生活は、多かれ少かれより安樂ならしめんとする彼女の要求から導かれ、屢屢描かれるやうな慘めなものでは決してない。」Dawson は西部ヴィクトリアに於て、婦人に課せられてゐる勞役に就て述べた後で、「だがそれにも拘らず、家族の間に愛情が缺けてゐるといふ譯では決してない」と附加して居る。西南オーストラリア人の妻女のことを極めて憐れなものとして

居る。Salvado でさへ「屢屢余は許婚の男が「私は彼女を愛し、彼女も亦私を愛して居る」と語るのを聞いた」と言つて居る。タスマニア人に就ても、男子が婦人を親切に遇するといふことが報せられて居る。等等。尙ほBonwick は、オーストラリア土人のことを概言して「家庭生活では、一部の人人が報道するやうな暗い場面は見出されぬ……夫婦の間にも、親子の間にも愛情が現れて居る」と述べて居る。

(三) 夫は前掲(三)に報せられて居るやうな妻女に對する處分權を無制限に有して居るのではない。妻を處罰したり離婚したりする場合に、彼は屢屢全部族の同意を得なければならぬのである。例へばニュー・サウス・ウエールズでは、妻が姦通した場合でも、夫は部族中の長老たちに訴へ、その同意を得た上でなければ離婚することができない。而もその同意も夫婦間に子供がある時は與へられないのである。西部ヴィクトリアに於て、重大な誤があつた場合に、夫はその妻を離縁することができ、これを殺戮することもできる。然しながら、その何れの場合にも、彼自身の及び妻の屬する部族の酋長に訴へ出て、その許可を得た上でなければならぬ。ここでも夫婦間に子供がある場合には妻を離縁することはできない。尙ほこの地方では、男子はその兄弟の後家、或は彼自身の亡妻の姉妹、又はそれと同部族の婦人をめとることができ、然し若し彼が如何なる理由に依つてにせよ、前妻を離縁又は殺戮したのであつた場合にはこれらの何れもが全然許されない。中部クインズランドでは、妻の親族が妻のために復讐

することがある。即ち男子が自分の妻を殺した場合には、彼自身が處罰を免れるためには、その肉身の姉妹を、死に致さしめるために、亡妻の親族又は友人に提供しなければならぬ。

夫の行動が逆に妻に依つて制約されることさへあつた。ハーバート河畔に於ては、若し夫が妻に對して不忠實である場合には、彼女は猛烈に山の神振りを發揮する。ニュー・サウス・ウエールズでは、妻は夫の不行跡を部族の長老たちに訴へ、彼及びその密婦の處罰を請ふことができる。西部ヴィクトリアに於ては、夫が妻に不信實であつても、彼を離縁することはできない、だがこの場合、彼女はこれを酋長に訴へることができ、酋長は夫を二三月間追放に處することができ、同時に相手の姦婦はその親族から嚴酷な處罰を受けなければならぬ。酋長と雖も許婚に依つて結婚した場合には、永く他の妻を有することができず、而もその妻の同意を得ずして敢て他の女を迎へたならば不斷の山の荒れを忍ばなければならぬ。ポート・リンカーンに於ても、古い、老いたる妻の故障のために、夫は屢屢若い新しい妻を迎へることを斷念せしめらるる。

へ行つて夫を連れ歸り、仲直りの方法を講ずる。タスマニアでは、夫は妻を離縁することを得るが、逆に妻が夫を離縁することもできる。等等。

(四) 妻の交換は必ずしもその同意なくしてなされるのではない。西部ヴィクトリアでは、妻はただその兩親の死後、酋長の同意を得た上でのみ交換せられる。それも交換せられる妻女のどちらの側にも子供のない場合に限るのである。交換後兩新夫婦が、各各簡單な仕切があるに過ぎぬ同一の小屋の中で棲んで居つても、至極平和である。妻が他の男を愛して居ることを夫が知り、そしてそのことに反對でない場合には、妻は好意的に、酋長の同意を得て、その愛する男へ讓渡せらるる。ポート・リンカーンに於て男たちは屢屢妻を交換し合ふ、兄弟や近親者たちは殆どその妻を共有して居るのである。妻も自分の夫の兄弟たちのことを夫たちと呼んで居る。このことは物品として妻を交換するといふよりも寧ろ所謂群婚形態の存在を意味するものである。これら二個の實例は、他の場合に於ても亦妻の交換といふことが、一見爾う感ぜられるやうな、夫の恣意に基くものでないことを示して居ると言ひ得る。

加之吾吾は所謂媼天下に關する諸報道にすら接する。ハーバート河畔に於ては、夫は屢屢妻の指導下に置かれ、打擲せられることさへ珍しくない。西部ヴィクトリアでは、夫が妻に依る虐待に堪え兼ねて、近隣の部族へ逃げて行き、そこで私に魔術に訴へて妻の死を祈るといふやうなこともある。この場合若し妻がそのことを知つたならば、彼女は早速そこ

居る。Salvado でさへ「屢屢余は許婚の男が「私は彼女を愛し、彼女も亦私を愛して居る」と語るのを聞いた」と言つて居る。タスマニア人に就ても、男子が婦人を親切に遇するといふことが報せられて居る。等等。尙ほBonwick は、オーストラリア土人のことを概言して「家庭生活では、一部の人人が報道するやうな暗い場面は見出されぬ……夫婦の間にも、親子の間にも愛情が現れて居る」と述べて居る。

身の間で何ら羞恥を感ずることなく、却つて誇らかにこれを吹聴する程である。中部オーストラリアでは、結婚は何ら貞操の義務を課しはしない。妻たちは常に自ら進んで賣淫行為を敢てする。南オーストラリアの婦人たちは、夫の同意を得て、若くは同意を要せずして外來者に自分を提供する。ムーア河畔に於ては、妻は屢屢若い男と關係を結ぶ、だが夫は毫もこれを意に介しないやうである。

(四) 死亡せる夫の兄弟がその後家を妻とするとは、彼らの權利であるよりも寧ろ義務である場合が多い。Faber はニュー・サウス・ウエールズの土人に就て述ぶるに當りこのことを後家の「避難」と呼んで居る。Dawson は西部ウイクトリアの土人に關して「夫が死亡した場合、その兄弟は若し後家が家族を有するならば、彼女と結婚する義務がある。蓋しかくして彼女を保護し、その兄弟の子供を育てることが彼の義務だからである」と述べて居る。Salvado も亦西南オーストラリア人の博愛に就て述べ、彼らが不在中の友人の妻又は亡き兄弟の後家を引受けて世話することを報じて居る。

ハ、「夫がその妻を自分のために働かしめるといふ事實から、妻が奴隸状態に在るといふ結論を導き出すことも、一面的たるを免れない。蓋しこの點に關しても全然正反對の結論を根據づけ得べき同様に多くの事實が

存するからである。例へば、クルナイ族の間では、夫は女房子供を養はんがために狩獵を營み、又彼らを防護せんがために戦ふ。中央オーストラリアに於ては、他の未開部族に於けると同様、妻がしなければならぬ仕事は随分ある、だがそれは決して家族のためになさなければならない仕事で總てではない。夫も亦妻に劣らぬ多くの仕事をする。前項の最後に擧げた、亡き兄弟の妻子を保育する義務に關する習慣の存在は、同時に一家族を支へるための仕事に當り、大部分夫の肩に懸つて居る事實の證據でもある。更に夫が主として狩獵に従事し、妻が住居の設備や植物性食物の蒐集に携はるが如きは兩性間の生理的相違に基く、極めて自然にして、それ故に合理的なる分業である。男子に取つて、狩獵が常にスポーツの性質を有するか否かは可なり問題であるが、假に主張せらるるところの如くであるとしても、そのことは當面の問題に關して何ら決定的要素ではない。若しそれ住居移動の際に、男子は僅かに武器のみを携行し、婦女子が總て重荷を擔つて行くことの如きは、そのこと自身寧ろ引用者がこれを引用せる目的とは正反對の事情を物語るものである。彼らの旅行は常に文明人の想像し得ざる危険に曝露されて居る、即ち他部族の襲撃、猛獸毒蛇の出現、急流深淵の存在等がそれである。男子が輕装して武器のみを携行するのは、正にこれらの外敵の來襲からよく婦女や幼少者

を防護し、彼ら先づ河川の徒渉を試みて、よく後者が安全にそこを越え得べきや否やを確めんがためである。かくの如きは、決して單なる演繹的な推論のみにはあらずして Hore に依るアフリカ土人に關する、Pihari に依るパナマのインディアンに關する、それぞれ信賴すべき報道が示す如き、歸納的な結論でもあるのである。

かくの如く、未開民族の妻女の生活状態を明暗その兩方面に亘つて、詳細に觀察する時、吾吾はかの Darwin がその著 Descent of Man に於て正しくも結論する如く、一般に夫婦關係に於ける未開民族の婦人の状態が、屢屢爾が言はるる如く、奴隸のそれであると決して言ひ得ないのである。況んや吾吾が、既に述べたる如く、奴隸制度を社會科學的に理解して、一定社會の全的存在を基礎づくる一個の勞働組織となす時、よし可なりの程度の隷従を餘儀なくされて居るにしても、未開民族の妻女を以て奴隸と見、この意味に於て彼らの間に奴隸制度が存在するとは決して言ひ得ないのである。勿論かく言ふことは、或種未開民族の間に奴隸制度が現存する事實を否定することとは決してならない。そは又別に攻究さるべき別個の問題である。

B 奴隸と專制王下に於ける一般被支配民衆との差異

專制王の壓制的支配下に於ける被支配民衆はその奴隸状態より解放すべしとの叫びは、相當進歩せる社會に於ても、屢屢所謂革命的志

士に依つて擧げられる。然しながら、この場合使用せらるる奴隸若くは奴隸状態なる語が、單にアジテーションをしてより效果あらしめるための形容的語句にして、嚴密なる科學的なる用語法に基くものでないことは明かである。従つて吾吾がここで問題とするところの專制王下に於ける一般被支配民衆とはかくの如き意味のものでないことを、先づ以て斷つて置かなければならない。然らば如何なる状態の下に於ける民衆を指すのであるか。Basiban やその著 Rechtsverhältnisse に於て專制王下に於ける社會成員が全體として、彼の絕對隷従者たり、財産たり、奴隸たる、諸民族を列擧して居る。例へば、彼に従へば、シャム人は悉くその國王の奴隸である。ジャツガの王の臣民は奴隸であつて、彼らは王の同意がなければ結婚することを得ない。ユザムバラに於ては、總ての住民が王の奴隸である。そこでは絕對支配者が、總ての臣民をその財産として處分する。コンゴに於ては、王及び王妃は臣下を自由に賣却し得る。等、Basiban のこの叙述は、單に無秩序なる擧例の蒐集に過ぎずして著しく明確性を缺いて居る。然しながら、社會成員全體が、強力なる專制支配者の恣意の下に、著しき隷従状態に置かれて居るといふ事實は、特に未發達社會に於ては、珍しからずあり得ることである。かくの如き状態と奴隸制度との相違を明かにすることは、少くとも後者の特質をよ

り明確ならしめるよすがとして、必ずしも無意義でないこれを歴史的事實に當て嵌めて見ても、吾吾はかの古代エジプトに於て、ピラミッドが奴隷の勞働に依つて建設せられたといふ見解に屢屢遭遇する。然しながら吾吾は一定の理由から、そが強力なる Pharaoh が、一般人民から徴した強制勞働の結果であるとの見解を支持するものである。而して前者の見解が可なりに廣く支持されて居るのは、吾吾の信するところを以てすれば、正しく今吾吾がここに問題とするところの兩類型の混同の故に外ならない。

酋長、王、君主、即ち一言にして盡せば社會の酋長の、その従民に對する權力が如何程大である場合と雖も、正しき意味に於て、彼らは決して彼の奴隷ではない。隸從的地位がただその支配者の個人的優越にのみ依存するが如き場合には、奴隷制度は決して發展しない、蓋しそが一の社會制度たるためには、主人の奴隷に對する支配權が一般に社會的に承認せられて居ることを要するからである。奴隷は彼を奴隷と認むる社會にのみ生存するものであつて、自由民の社會の存在せざるところに奴隷制度のあり得る筈がない。

酋長の權力は、奴隷所有者のそれに比して、遙かに多く自意的服從の要素を内包して居る。彼は全市民を自分の利益のためにのみ服従せしめることを得ない。勿論彼の個人的利

益のために若干の行爲又は不行爲を、その従屬民に強要することはあらう。然しながら、一般に彼らの上に課せらるる支配の可能性は逆社會そのものの利害に依つて制約せらるる。この種の支配と制約とは相互的である。奴隷制度に在つては、全然その性質が異なる、一者が、絶對的の一方的に他者の目的遂行の手段としてのみ使役せらるるのである。この關係は支配者が單一にあらすして、例へば市民の委員會の如きものである場合にもつと明瞭である。一定の過渡的段階に於ける共產主義社會に在ては、個人的自由の缺除がその顯著な特徴である。然しながらかくの如き社會には決して奴隷は存在し得ない。蓋し彼らが隸屬すべき如何なる自由民も存しないからである。

勿論酋長が彼自身の奴隷を所有することがある。又例へば國家の如き公的權力の組織體がこれを所有することもある。王有奴隷、國有若しくは公有奴隷がそれである。然しながら、この事實を吾吾が今問題として居るところと混同してはならない。前者の場合に在つては社會の主要構成要素は、これらの奴隷とは全然別個の存在たる自由民なるを以てである。且つ一般にこれらの自由民の多くが、彼ら自身又王や國家と同様に奴隷の所有者なるを以てである。

未完——一九二九・六・三〇

高田保馬博士の免償價值について

關西大學教授 武田鼎一

九州帝國大學に於て、社會學講座を擔任せられ兼ねて京都帝國大學に理論經濟學を教授せらるる文學博士高田保馬教授は、最近その創說なりとして免償價值學說を發表された。曩に土方成美博士の配分價值說の發表あり、今更に高田保馬博士の免償價值說を聞くを得たるは我學界のために欣幸とする所である。從來の我經濟學界は歐米先覺の學說の研究と紹介に是日も足らぬ有様であつたが、最近漸く受賣時代を脱出して獨創時代に入つたことは洵に喜ぶべき事柄である。乍然その獨創が眞の獨創にあらずして、單に冠稱の美のみに終るならば未だ以て欣喜するの早計なるを思はねばならぬ。

高田博士の免償價值說は未だ嘗つて何人によつても説かれなかつた學說であるかと云ふに決してそうではなく、博士の説かるる如き理論は百數十年の昔からすでに道破され盡した所であつて、唯その冠詞たる免償の二字のみが創造的形容詞たるに過ぎないのである。従つて博士の免償價值說は冠詞獨創說に終るものであると言はねばならない。

パスチャーはその著經濟調和論に於て、次の如く論じて居る。即ち

Basiat. Harmonie économique — "Bien loin que la valeur ait ici une proportion nécessaire avec le travail accompli par celui qui rend le service, ou peut dire quelle est plutôt proportionnelle au travail

éparné à celui qui le reçoit; c'est du reste la loi des valeurs, loi générale et qui na pas été que je sachie, observée par les théoriciens, quoiqu'elle gouverne la pratique universelle. Nous dirons plus tard par quel admirable mécanisme la valeur tend à se proportionner au travail quand il est libre; mais il n'en est pas moins que quelle a son principe moins dans l'effort accompli par celui qui sert que dans l'effort épargné à celui qui est servi."

明かに節約されたる勞力なる言葉が使用されて居ることが認められる。又ジードは經濟原論中に左の如く論じて居る。即ち

Gide: Cours d'Economie Politique — "Le producteur isolé, Robinson dans son île, appréciait certainement son canot non seulement en raison du service qu'il lui rendait, mais en raison du travail énorme qu'il avait dû fournir pour le construire et qui serait obligé du refrain pour le remplacer s'il venait à faire naufrage."

右文の末尾の一節は是亦明かに「所有する」とによつて免かるる「勞働の意味を示して居るものである。アダムスミスも亦その名著國富論中に於いて左の如く論じて居る。

Adam Smith: Wealth of Nation — "What everything is really worth to the man who has acquired it and who wants to dispose of it or exchange it for something else, is the toil and trouble which it can save to himself, and which it can impose upon other people. What is bought with money

or with goods is purchased by labour, as much as what we require by the toil of our own body. That money or those goods indeed save us this toil."

右の文章に於ても明かに償を免がらる意味が述べられて居ることは、何人も認識し得る所である。博士の謂ふ「所有することによつて免がれ得る大事サ」とは、必ずしも普遍的に妥當なる觀念ではないと信ずる。何故ならばフェルデインナンド・ミツラールがその著「資本と勞働」中に於て主張した所を借り來たつて立派に博士の蒙を啓き得るからである。即ち Ferdinand Lassalle: Kapital und arbeit

“Die Eisenbahnen sind lange erfunde. Aber ich setze den Fall, die Cöln-Mindener Eisenbahn sei noch nichtgebaut, und ich stelle nun eine Kapitalisten-Gesellschaft dar, welche die Cöln-Mindener Eisenbahn anlegt, oder irgend zwei andere Städte, bei denen dies noch nicht der Fall ist, durch eine Eisenbahn mit einander verbindet. Wird neu diese Eisenbahngesellschaft für ein Fahrbiilet von dem Konsumenten, von dem “Liehaber,” in Ihrem Style zu reden, Herr Schulze, für den “Dienst,” den sie ihm erweist, “diejenige arbeit, denjenigen Aufwand an Mühe und Kosten,” wie Sie sagen, fordern können, den sie ihm durch die Erzeugung des Dienstes erspart? Wird sie also wirklich

als preis des Fahrbiilets denjenigen Betrag fordern können, in welchen sich der Aufwand von Mühe, Kosten und Zeitverlust auföst, den der Liehaber zu machen hätte, wenn er wie früher zu Fuss oder zu Wagen von Cöln nach Minden gelangen wollte?

ラツサールの言ふ如く、鐵道賃銀は所有することによつて免がらる償と見ることは出来な。翻つて一般的に見て所有することによつて償を免がらると考へるよりも、所有せざるが故に所有せんと慾する要求について考察するのが妥當である。高田博士の見解は、學派が限界效用の説明に用ひる方法を採用することに基いて居るとも思はる節がある。乍然これ等の逆行的解説よりは本筋を通つて所有せざるが故に、求むる重要性として價值を考察するの可なるを思はざるを得ない。如何なる理論的根據によつて所有要求の價值性を否認し所有免償の價值性のみを主張するるのであるが、余は了解に苦しむ所である。發明發見の動機或は一般社會進化の機縁は之れ無きが故の苦痛を之れ有るが故の快樂に轉ぜんとする所に在るのであつて、之れ有るにも拘らず、之れ無しと考へて努力するのではない。言葉遣ひの珍奇は學理の内容も何等關係なき事柄である。學者の慎しむべきは、學術的態度である。敢て一文を草し學界の注意を煩はす次第である。尙序ながら士方博士の配

千里山回顧

霜村盛郷

千里山學報が創刊されたのが大正十一年の六月十五日、その産婆役は何と言つても前事務理事宮島綱男氏と岩崎卯一教授とであらう。あの大きい點頭きをもつて「よからう」と言つて暗にその創刊を奨励し、發刊以後も毎月刷り上げるのを待ち遠しくしながら一々眼を通された故山岡順太郎氏もそのサポーターとして見逃せない。それから、創刊以來昭和二年六月十五日第五十號に及ぶまで編輯者として、陣痛以前からの苦痛を留めて來た辰巳經世講師の勞と功は想像以上のものがある。岩崎教授は當初之が主宰者たる筈であつたが、宮島教授の同窓であり且つ經驗を此種編輯に有つ服部嘉音教授が之に代ることとなり二號迄之より手を引かれた由。その他辰巳編輯者の後を襲いだ森川太郎氏、初期に編輯を手傳つたり又直接間接に關係を多く持つた、故戸田省三氏、三島律夫氏、古川武(現講師)その他學報同人に就いては語るべきことが多いが、これはアツト・ランドムに觸れて行かう。

今にして思へば、我が學報の *Laison d'etre* は寧ろそのニュースに非らずしてその記録としての機能により多きやうである。消長起伏常なき學園の歴史、然もそを貫いて認め得らるべき一途登進の足跡を示す大學そのものの姿、それが瞭然と、古き學報の頁を讀へず者の眼に映るのである。

論文欄を創刊以來設けたことは確かに此種學報の一新機軸であり、トーンの低い單なる會報的性質を打破して、重みと濃味を加へたものであるが、我が大學が他に倚るべき研究發表の機關を持たなかつた爲、餘儀なく言へば言へぬでもない事情もあつて

生れて來たと言ふ裏面を考へれば一味寂寥を覺へぬでもない。主として翻譯的なものが多い頃、隨筆的な肩の凝らぬ讀物の現はれ出した頃、論文、それもインゼヌイチーのないシザー・アンド・ペイストで物したやうな物の現はれ初めた頃、それに稀ではあるがクリエーチヴなものも現はれて、初期の講演筆録時代から總覽すれば仲々に面白いものである。

それから一つ學報を初號より通覽して感じ得ることは、出来ては消えて行く學生諸君の多くの會の記事、運動記録その他の目まぐるしさ、それにもまして瞭りと眼に映するのはそれ等の記事が流げかけるその年の關西大學スピリットでも言はうか、學生間に目に見えぬ精となつて突ゆる吾が大學意識である。一體關西大學に學生スピリットと言ふものがあるのか等と今更聞くものではない。無い。と言へば無いかも知れぬが、一體大阪には青年の伸々した潑刺たる學生精神は薄い。そして社會にそれを自由に伸ばしてくれる理解も舞台もない、然し關西法律學校の昔、半世紀以前から夜を研鑽に捧げ、自守獨立の道を歩んだ先輩に花を結ぶを見れば、道を閉き扉を叩くのは青年自身の仕事でなければならぬ。睡覺と蚊と汗に攻められてノート汚すばかりに滿されぬ學窓の時間を過す夏の福島學舎の、然し意氣こそ、千里山學舎に於て特に尊敬と敬意をもつて享け繼ぐべきものではあるまいか。そしてその上に、人間としてのカルチユアをもつて、自然の秀麗そのまゝに磨きをかけてこそ、關西大學スピリットの光彩一段と加はり、物質にたまされて行詰まつた脚氣病患者の如き、然し流石に力強き大阪の文化に錦上更に花を添ゆるものがあらう。

學生意氣の衰へた時に學運がどうして盛んにならうか、エボリユニオンがどうして齎られやうか。

學 内 報

辭 令

事務長 松 山 藤 雄

休職ヲ命ス (六月三十日附)

講 師 囑 任

今回新たに左記講師を囑任した。

専門部講師

国際私法擔任 法學士 茶 谷 勇 吉 氏

第一學期試驗施行

本學年度第一學期試驗を左の通り施行した。

大學豫科 自七月五日至七月十三日

第一學期授業終了

本學年度第一學期授業左の通り終了した。

學部各科各學年 七月十三日限

大學豫科各學年 七月二日限

専門部各科各學年 七月十三日限

學 報 題 號 變 更

本誌本號(第七十一號)より従前の呼稱たる千里山學報を廢し關西大學學報と變更することとなり、一切の手續を了した。

因に新題號は理事喜多村桂一郎氏の揮毫にかかるものである。

第七回夏期語學講習會

本學第七回夏期語學講習會は例年の如く左記に依り福島學舎に於いて開催せらるることとなつた。

一會 期 自七月二十二日至八月十日

二聽講者 男女を問はず入會を許し、女子聽講者の爲には特別席を設け、尙その數多き

時には別に女子部を置く。

三組 織 英語、佛語、獨語の三科を置き、英語科は中等學校卒業以上の素養ある者を佛語及び獨語科は何れも初學者を收容す。

四授業時間 各科共 自午後六時至同八時

五課 程 英語科—譯解

佛語科—發音、譯解、文法

獨語科—發音、譯解、文法

六講 師 本學專任教員中左記諸氏が擔任される。

英語科 教授 村上喜貞氏

佛語科 教授 賀來俊一氏

獨語科 講師 向 軍治氏

圖 書 館 報 告

昭和四年五月二十一日より同六月二十日に至る圖書館統計は次の通りである。

閱覽圖書分類別月計表

自昭和4年5月21日
至昭和4年6月20日

科 別	法文學部		經濟學部		大學豫科		專 門 部		計	
	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書
總計	123	1	91	8	295	11			509	20
記 學	24	1	5	3	77	12			106	16
宗 教	10		12		14	2			36	2
史 地	11	1	16	3	75	3			102	7
政 治	1		3		17				21	
法 律	137	21	22		52	5			211	26
軍 事						2			2	
統 計			7	2	3	1			10	3
經 濟	15		52	11	28	6			95	17
保 險			6						6	
貯 蓄										
商 業	1		23		37	1			61	1
交 通	1								1	
運 輸										
財 政	3		3	1					6	1
社 會	16	2	29	1	35	1			80	4
教 育	3				4	1			7	1
科 學	9		7		19	1			35	1
農 工	1		2		4				7	
業 術	7	2	4		24	4			35	6
美 術										
語 學	25	13	10	2	110	54			145	69
文 學	99	27	79	7	585	38			763	72
計	486	68	371	38	1381	140			2238	246
合 計	554		409		1521				2484	

教 職 員 動 靜

桂忠雄氏
六月二十八日男子出生された。

入 館 及 閱 覽 人 員

自昭和4年5月21日
至昭和4年6月20日

開館日數	入 館 人 員		閱 覽 人 員	
	人 員	一日平均入館人員	人 員	一日平均閱覽人員
25				
法文學部	920	36.8	373	14.9
經濟學部	595	23.8	222	8.9
大學豫科	2605	104.2	994	39.8
專 門 部	—	—	—	—
計	4120	164.5	1589	63.6

中 村 留 學 生 動 靜

本學留學生中村良之助氏はこの程村上教授竝に新町教授宛左の如き通信を寄せられた。

村上教授宛
グラナダにて

しばらく御無沙汰致しました。御曾遊の地グラナダに参りました。綠野をへだててシエラネバダの山はまだ雪を多分にいたゞいてあります。アルハンブラ宮殿は昨日見ました。今日も尙一度見たいつもり。一昨日は舊市街に入つてチノチノといつて砂をブツかけられたには閉口、昨日はジブシダンスに多分に異國情緒を味つたわけ。今夜バレンシアに向つて出發します。

新町教授宛 (その二) マドリッドにて

橄欖みの雨の空をしたつてスペインに参りました。實は國際聯盟協會の十三回總會に出席の爲です。會議はなれない事だし、夕方亦いろいろな會合があつて、連日テンテコ舞の姿です。東大の山田さんが日本代表です。まあそんなむつかしい事は別にしておいて、なる程空青い、陽の光りやき、スペインは他の歐洲諸國と變つてあります。殊にあらびや文明が影響して何かにつけてオリエンタルな所のある事は嬉しい事です。一昨夜大夜會がありました、その音楽も風俗も、何か東洋味があつて、はるばる來つる哉てなローマンチックな感がわいて來ます。町を歩くゴベルルをかむつたスペイン美人が物めづらし相に此極東の御客様の額を見ます。二週間もすれば又パリの下宿にかへるわけですよ。

新町教授宛 (その二) グラナダにて

何事にもノンキ極まるスペインの事、果して前便がつかましたやら、不便な中を苦心してグラナダに参りました。アルハンブラの舊跡は豫科學生時代に村上先生の英語の時間に、それについてのローマンスをかきかされて以來、長いあこがれの對象でした。

(中略) 丁度町の祭りでアルハンブラ宮殿はイルミネーションにてらされるわけ。月夜であつたら前なるシエラネバダの山につもる雪に映ゆる日光を背

景に、在りしムーアの當時をしのぶに絶好の好ま
ずの。しかしイルミネーションも仲々によろしい
これでスペインも終り北都アフリカへと思ひますが
つかれましてのバレンチア、バルセルナ、ツール
ーズを経てかへります。

(挿入写真について)

去る四月十四日にソルボンヌ大學地理學教室
の實地演習に、マルトンヌ教授指導のもとに
パリの東郊セーヌマルス河のエスプリ附近に
存する河川の曲灣流の爲に生ずる地形の變遷
を、實地に研究した時に撮つて貰つたもので
す。地圖でも直ぐにわかる様に、セーヌ河は
非常に曲りながら流れてゐますが、此所のも
のはその典型的なもので、河川に作用せられ
た跡が明瞭に觀察されます。

寫眞の背景は河川の灣曲部に殘堆された砂層
です。印の所が現在の地表面であります。
今は採砂場になつてゐます。京大の小牧氏と
二人で砂層中より貝殻を見出してゐる所を折
柄當時來あわされた奈良女高師の西田氏が撮
られたものです。 Collège de France の
Brinep 氏の講義は三月限りで終りました。
ソルボンヌの方も目下はドマンシヨン氏指導
で北部の鑛業地に見學中です。これで此學年
も終ります。

かつて關西大學に見えたデユヌリ氏とも、數
回會合致し此間も Ecole normale supérieure
を見學致しました。
當地の理學會も大抵毎週一回は講演會もあり
ますので、其都度參つてゐます。英國もさう
でしたが佛國も仲仲殖民地經營に苦心してゐ
ます。こんな事が此佛國地理學會を盛になら
しめてゐる一部の理由でせう。講演會はいつも
仲仲の盛會です。

附屬關西甲種商業學校彙報

全國商業學校長會議——六月十二日より十七日
迄東京商大にて開催の全國商業學校長會議に
列席のため、垂水主事は十一日東京十八日歸
校。商業教育振興に關して種種重要な協議
研究あり、その要旨を二十二日職員會にて報
告があつた。

文藝、運動各部春季大會——六月十五日午後角
力、庭球、劍道、音樂、二十一日午後には柔



巴外アスエリ附近の地勢見學中の村留學生

道、陸上、辯論、珠算の各春季校内大會を開
き盛會であつた。クオツスカンツリー優勝ク
ラスは四年A組で水谷政次郎氏寄贈の優勝カ
ップを授與せられた。四年B組小林は本大會
新記録四十八分十八秒を作り個人賞第一等を
受けた。
野球部報——美濃電主催中部選抜中等學校優
勝大會には、前號既報の通り連戦して最後の
優勝戦まで出場するの榮を得たるも惜しいか

な遂に優勝戦に於いて海草中學に勝を讓つた

本校三對海草七

其の後の戦績は次の通りである

六月二十一日本校五——京都二中(寢屋川)
二十三日本校二——和中華 (和中華)
二十六日本校十四——和南八 (寢屋川)

音樂部報——六月二十二日午後七時より市内
安堂寺町蘆池小學校講堂に於いて第三回ハ
モニカ演奏會開催、關西大學リブ、ハーバ
ード、オーゲストラ、豊中中學、中外商業、

浪華商業、關大二商各音樂部の贊助出演あり
聽衆千五百名に達し盛會を極む、同音樂部は
漸次識者間中に認められつつあり。この種中
等學校の組織の稀に見る練達完成
のものとの評がある。因に同部の本年度の計
畫として今夏JOBK放送、夏季演奏旅行、
秋季大演奏會等を行ふことになつて居る。

附屬第二商業學校彙報

辭令(六月三十日附)

霜村盛郷

關西大學第二商業學校講師囑託ヲ解ク

講師囑任——今回左記兩氏を本校講師に囑任
した。

會話
フィンチャー氏
習字
白田 猪藏氏

第三學年生徒卒業旅行——第三學年生徒は六月
十五日より十八日迄飯田、神保兩教諭引率の
下に名古屋、東京方面への卒業旅行を行つた
第一學期授業終了並學期試験——第一學期授業
は七月九日を以て終了し、十一日より十七日
迄學期試験を施行する。

因に成績發表は七月二十三日である。
松本生徒監——七月十日より三週間勤務演習
の爲和歌山縣海草郡深山重砲聯隊へ召集せら
る。

分價值論の出生の源たるシムンペーターの價
値論のその又源泉たるアダム・ミューラーの
價值論の一節を添加して初學者の參考に供し
たい。

Adam Müller, Versuche einer neuen
Theorie des Geldes——“Der Werth einer
Sache ist die Bedeutung, welche sie
durch die grössere oder geringere Gere-
chtigkeit des Verhältnisses, aus dem sie
hervorgegangen, oder worin sie selbst zu
den übrigen Sachen steht, erhält…… Der
Werth einer Sach ist also die Bedeutung
derselben im Staat und für die ewige
Verthigung des Staates.”

右の外全體に對する一部の重要なる觀念は
他にもその前例あることは左記のブルード
ンの著書中に於て發見される。即ち
P. J. Proudhon: Systeme des Contradictions
Economiques——“D'après cette analyse, la
valeur, considérée dans la société que
formont naturellement entre eux, par la
division du travail et per l'échange, les
producteurs, est le rapport de propor-tion-
nalité des produits qui composent la
richesse; et ce qu'on appelle Spécialement
la valeur d'un produit est une formule qui
indique, en caracteres monétaires, la pro-
portion de ce produit dans la richesse
générale.”

(昭和四・六・二〇)

校友彙報

千里山戊辰會則及幹事

既報去る三月創立せられた千里山戊辰會ではこの程會則を發表した。全文を左に掲げる。

千里山戊辰會會則

第一條 本會ハ千里山戊辰會ト稱シ母校ノ發展會員相互ノ向上親睦ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ關西大學昭和三年度學部卒業生ヲ以テ組織ス

第三條 會員ハ會費トシテ年額金一圓ヲ支出スルモノトス

但必要ニ應シ臨時會費ヲ徵收スルコトアルヘシ

第四條 本會ニ幹事二名ヲ置ク

第五條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期チ一ケ年トス

第六條 本會ハ毎年春季ニ定時總會ヲ開キ必要ニ應シテ臨時總會ヲ開ク

總會ノ通知ハ幹事之ヲ發ス

第七條 會員ハ住所ノ變更其他一身上ノ變動ヲ其都度本會事務所ニ通知スルヲ要ス

第八條 本會ノ事務所ハ當分ノ間幹事ノ住所ニ置ク

第九條 本會則ハ總會ノ決議ニ依リ變更スルヲ得以上

尙本年度の幹事は小角太一郎、増子一巳の兩氏であつて、住所は何れも左記の通り。

會員諸氏よりの消息を期待してゐる。

大阪市天王寺區推寺町八五 小角太一郎
大阪市天王寺區細工谷町六九 増子一巳

校友 動 靜

金澤佳郎氏(昭四大法) 阪和運送合名會社に入社。
平岡啓道氏(推) 辯護士。都市計畫のため

西區土佐堀通二丁目八二に事務所を移轉した。

原口嘉三氏(昭四專商) 今般不二屋百貨店博多本店調査部に入る。

松岡爲吉氏(大一三法) 計理士。從來神戸市榮町四丁目開設中の事務所を榮町五丁目五五に移轉。

山本誠一氏(昭三專商) 目下静岡女子商業學校に在勤。

向井威夫(昭四二專) 臺灣新竹州竹南郡頭分庄頭分字頭分二六八

桑原正男(天一三) 堺市向陽町八七

水田千里(天一五專法) 港區蘆花町三荒川與三郎方

福田信一(昭四專經) 尼崎市大庄村乾鐵線株式會社内

辻辰三郎(昭三專法) 府下豐能郡麻田村字麻田一三八七

山本三七(昭二專法) 此花區江成町一六一

木下清一(昭二專商) 東淀川區十三南之町三八九ノ三淀川園内

四辻菊治(天一五專法) 北區芝田町二〇四井上直人方

中島義一(昭三專商) 港區尻無川北通五丁目七九

山本賢吉(昭二專法) 兵庫縣武庫郡今津町洲島五四ノ一

原口益三(昭四專商) 福岡市島崎元原口克一方

大久保鏡造(天一三商) 奈良市北市町七〇

中根孫一(天一三法) 名古屋市東區東外堀町二丁目四

隅谷二三郎(昭三專法) 府下南河内郡石川村大字大ヶ塚二四二

豐田興一郎(昭二大經) 東淀川區長柄中通二丁目二〇
藤田眞一(昭二專商) 神戸市西須磨遊園地東上六ノ五
佐野武男(昭三專商) 愛媛縣新居郡金子村

學生彙報

皇陵崇敬會報

第二次第九回例會——去る五月十二日、本會は大和平城の都を訪ねた。一行十五名、午前八時半、大軌電車にて上六を出發し油阪に下車す。先づ開化天皇春日率川阪上陵に參拜す。

帝陵の東方に在る縣社漢國神社は大物主命大己貫命、小彥名命を祀る。それから聖武天皇佐保山南陵、聖武帝皇后仁正皇后佐保山東陵に拜して興福院に至る。傳へて聖武帝の御學問所を和氣清磨に賜ひて院としたものである。佐保山中にある應神帝皇子大山守命の御墓は圓塚をなして居る。途中峠を越す時に蟬の聲を聞くだけに流石に、初夏の訪れを感じた。又那富山墓と申すのは、聖武帝皇太子の御墓で、小さい圓塚であるが、塚の四隅に隼人石と傳ふる所の獸面人身の石像が立つて居る。その中の一個は之を完全に見る事が出来る。朝鮮の古墳墓等に見られる方位を示す十二支の像の一部である。次に、元正天皇奈保山西陵、元明天皇奈保山東陵に參拜し、後森井幹事より「奈良朝時代の文化の一考察」と題して講演があつた。

午後よりは般若寺に詣つ。眞言律宗今、金堂經藏、禮門、石塔婆が残つて居る。此の石塔婆は國寶十三重塔で聖武帝の建立と稱し、其の傍の笠塔婆は東大寺大佛再建の際、來朝した宗工伊行吉が弘長元年に建てたものであると言ふ。樓門も亦鎌倉時代の建築物である。

次に北山十八間を見る。之は鎌倉時代極樂寺の僧釋忍性菩薩が病者の爲めに創立したものであつて、現在の建物は寛文年中の建築にして間數十八、裏戸に北山十八間と刻す。轉害門は佐保路門、又は景清門とも稱す。形式は雄大奇古にして奈良朝時代の建築物にして特別保護建造物である。續いて幹事溝邊文和氏の盡力により目下社事務に依つて修理中の東大寺南大門を奈良縣社事務助手吉岡勇藏氏の御説明を聞きつつ足場により上迄全部見學し建築學上一つの新智識として貢獻する所があつた。當日種々御盡力下さつた吉岡氏に對し會員一同深く感謝の意を表してゐる。此の南大門は五間三面の樓門で正治元年俊乘坊重源の再建する所其のままに残つて居る。表の仁王像は運慶の傑作にして高さ三丈六尺五寸、裏には宋石工が作つた石造獅子一對、何れも國寶である。手向山の麓に鎮座する手向山八幡宮、次で春日神社に詣る。官幣大社春日神社は、春日山の麓にある。和銅二年藤原不比等、枚岡神及び鹿島香取の神を氏神と崇めて三笠山に移し地名に依つて春日社と稱す手向山の北方に當る法華堂は一名三月堂と謂ひ、天平五年良辨僧正の創立せる金鐘寺にして、奈良市最古の建造物で此處には久安五年四月十四日又仁平元年十二月の二の落書がある。之も亦古いものである。南圓堂は、北圓堂の南方、西國三十三ヶ所の第九番の札所であり、堂内安置の諸佛は皆國寶である。北圓堂は鎌倉時代の建築にかかる。四時半頃豫定の行動を終へて、奈良より歸阪の途に就いた尙種々お世話下さつた陵墓守長桑原政共氏に對し紙上を通じて厚くお禮を申上ぐる次第である。因に當日の參加者は次の通りであつた

田所留三氏、森井惣吉、溝邊文和、川島正也、井元拙夫、小田切酉、清水正夫、竹若隆三、平井三朗、藤本武之助、中川貞夫、田畑誠之助、出野明、奥川武郎、沖本一夫
豫告——既に幾多の皇陵を巡拜して愈々第二次に入つて益々敬神の念を深めた本會は更に一步を進めて、今回「府下中等學校皇陵巡拜及史蹟探勝團」を組織し爾後一層斯の途に盡くすこととなり、會員一同は大いに努力してゐる。

府下中等學校皇陵巡拜史蹟探勝團第一回例會——去る六月九日、本會主催の府下中等學校皇陵巡拜史蹟探勝團が組織せられて其の意義深き劈頭を飾るべく、その第一回例會として三千年來の古き皇都畝傍橿原方面に舉行した。

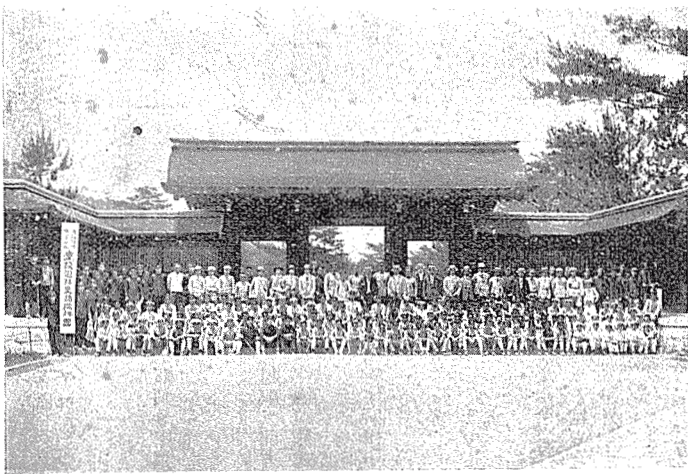
其の建國の偉業を偲ばんと集る同好の士、實に二百名を數へ、若き意氣に燃ゆる中等學生諸君と共に大鐵阿部野橋を發し、約一時間の後大和池尻に下車した。

先づ第三代安寧天皇畝傍山西南御陰井上陵に參拜し、次いで第四代懿德天皇畝傍山南織砂谿上陵、第二代綏靖天皇桃花鳥田丘上陵に參拜し、それから第一代神武天皇畝傍山東北陵に拜し、畝傍陵墓守長前悠久氏の御陵墓に關しての講演があり一行は記念撮影をなす、御陵は小圓墳にして東西七十三間、南北六十四間の土壘を以てかこみ、拜門は神明門にして境内一面に白砂を敷き、外廓としては玉垣の延長四百三十八間、周圍五百二十八間五分總坪數一萬九千九百五十五坪五合であり、實に廣大壯嚴にして何となく神神しさが自ら身に迫るのを覺ゆる。續いて官幣大社橿原神宮に詣つ。

明治天皇御製

かしはらのとほつみおやの宮柱
たてそめしより國はうごかす

神宮は明治二十二年創建にして同二十三年三月二十日聖旨を以て橿原神宮の宮號を賜ふたのである。大鳥居は、高さ三十一尺一寸、中二十八尺五寸、重量一本約二千貫、笠木の長さ四十三尺六寸、重量約三千貫用材は臺灣阿



府下中等學校皇陵巡拜史蹟探勝團第一回例會記念撮影

里山の檜にて作られ大正四年四月一日の落成とある。再び記念撮影の後晝食す。後、林間講演として橿原神宮權宮司石崎澤次郎氏の「神武天皇の御陵威に就いて」と題する講演があり、又本會々長小泉教授は此の度の學に就いての挨拶をせられ、終つて解散す。午後

三時神宮鳥居前に集合、久米寺に至り大鐵電車にて歸阪の途に就き、五時半に着し一同天皇陛下の萬歳を三唱し、本會の發展を祝して解散し無事第一回を終了した。

の沒せんとする頃ほひ幹事小田切君の宅を訪ね、一同多大なる饗應に預かり午後七時半辭して仁川より歸途に就いた。

因に當日の參加者及び出席者は次の通り、市岡中學十五名、生野中學一名、豊中中學三十七名、關西學院中學部十一名、八尾中學一名、堺中學三名、住吉中學二名、日新商業一名、北陽商業二十六名、關西甲種商業一名、京阪商業十八名、天王寺商業一名、明星商業八名、養生義塾三名、本學よりは小泉教授、河村教授、高橋大佐、香坂中佐、武藤中尉、若松新吾氏外本學學生四十數名

本學に於ける學究的團體として未だ成立をみべくしてみざりし「政治學科研究會」は去る五月十六日(木)政治學科二年教室にてその發會準備會を催した。出席教授、岩崎教授、大山教授、吉田教授、平井助教授、並びに政治學科學生一同であつた。席上大山教授提案の規約草案をもととして討議に入り別記の如き規約の成立をみて、直ちに學長の許可を得べく委員は學長を訪れた。

政治學科研究會の創立

奥川君報

第二次第十回例會——去る六月二十二日本學期最後の例會を打出方面に行ふ。當日午後一時天六阪神前を出發した一行は打出に下車す。第五十一代平城天皇皇子阿保親王墓に詣つ阿保親王は橋逸勢等の反逆を密奏して事平ぐを得尊で薨す。功を以て一品を贈らる。それより阿保山親王寺に至る。當時代の古物を拜觀す。又官幣大社廣田神社に參拜、祭神撞賢木巖之御魂天疎向津媛命にして神功皇后ノ創祀三代實錄に貞觀十年授位、延喜式にして名神大社に列す。

記念撮影の後、阪急沿線仁川に向ふ、青葉の梢風香りて世は全く夏の姿となり軽き暑さを覺ゆ。西山に傾いた陽を受けて進む一行、陽

最近に至つて公式に學長より認可ありたるにつき學報に報ずる次第である。今後、政治學國家學、社會學に同心を有する研究者學生諸君の參加を希望する次第である。因に、規約に基づき、全會の決議によつて、一年級委員毛受、大谷、二年級委員、淺見、中塚、の諸君が委員として決定、委員長として大山教授が推薦せられた。

が推薦せられた。

規約

- 一、本會ハ關西大學政治學科研究會ト稱ス。
- 二、本會ハ關西大學、政治學科關係者、職員、卒業生、學生ヲ以テ組織ス。
- 三、本會ハ會員相互ノ研究ヲ促進シ、兼ネテ學ノ範圍ヲ究ムルヲ以テ目的トス。
- 四、本會ハ毎月一回ノ研究會ヲ開ク。但シ臨時大會ヲ開クコトアルベシ。
- 五、職員ハ全部顧問トス。
- 六、本會ノ委員ハ各學年ヨリ二名、卒業生ヨリ一名ヲ選任シ、委員長ハ顧問中ノ一名此ニ當ル。
- 七、委員ノ任期ハ一ケ年トス。但シ重任ヲ妨ケス。
- 八、會員ハ毎月會費金參拾錢ヲ納付スヘキモノトス
- 九、本會ノ事業ハ内規ニヨル。

研究發表會、實地見學其他

哲學會報

本學哲學會は去る六月十七日午後三時よりクラブハウスに於いて例會を催した。其の席上發表された大山教授の學説は實に廣汎な範圍に亘るものであつて、其の一問題のみを把へ來つて之を見るも、學界に寄與する所甚大である。而して亦師の專攻が政治學及び社會學方面にある事よりして、勢ひそれ等に傾く事は當然であるが、今師の所説を概括するに次の六問題に抱括されよう。

- 一、社會關係論に於ける『指導關係』
- 二、社會關係進動線の考察
- 三、高田博士の第三史觀並びに「階級自崩作用」について
- 四、Hans Kelsen, Der Soziologische und der juristische Staatsbegriff の批判
- 五、徳川時代に於ける特殊なるギルド的組織の二型（職業労働の組織）
- 六、L. von Wiese, Allgemeine Soziologie

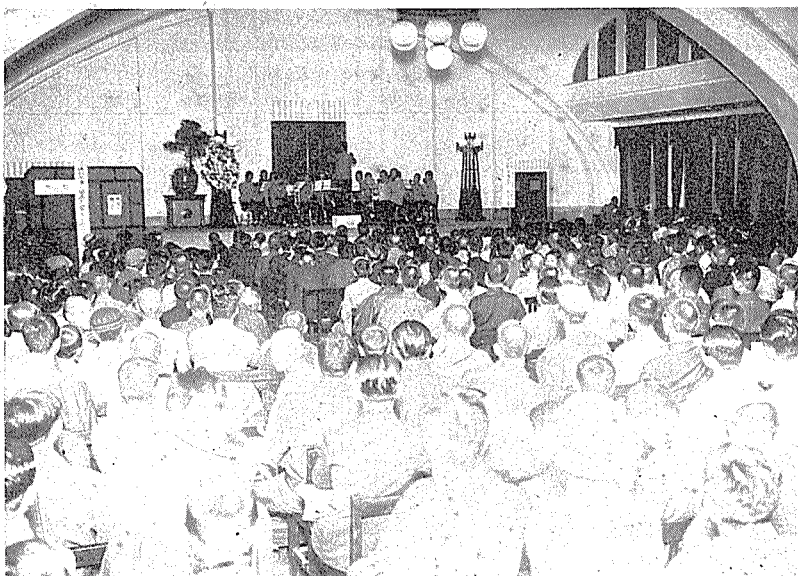
及び“Sociologie” geschichte und Hauptprobleme の照會

是等の諸問題の中、「指導關係」に關しては完結に近き研究過程に在り、進動線の問題は高田博士の幾何學的進動線に對する螺旋形進動線の確立を期し、第三史觀に就いての考察は所謂生産力と社會關係との問題、後者に於る重點を更に精密に強調すべき必要に論及せられ、特殊なるギルド的組織に關する論説は師が已に東大在學當時諸種の文献によるばかりでなく、其の痕跡とも言ふべき足尾鑛山の現地踏査等による不拔の提唱であり、此に社會學的研究を加へて、日本社會史日本經濟史の一面面として次序を追うて完成さるる豫定の由。フオンウィーゼの學説紹介は社會學叢書刊行の企劃された當時、全社會學界に於て師が分擔された最も自信深き研究發表である。

關西に覇を唱ふる本學社會學研究室に於て、幾多の重要な現代社會學上の問題がとりあけられ、且つ眞摯なる諸教授によつて此が解決を試みられつつあるといふ事實は、やがて日本の社會學界に偉大なるものを生み出ださむとする徴候であるといふことが出来る。我々は本學の社會學的權威に信頼して可であり、又清新なる學風を保持することによつて日本社會學界に對して誇つてよいであらう。

佛教青年會報

本學佛教青年會は去る六月廿九日正午より經二教室に於て例會を開催した。先づ本年度夏季遊説に關する協議をなし、兵庫縣下姫路地方を中心として約十日間に涉つて之を執行する事に決し、續いて本日の講師



附屬西國甲商學校樂部第三回一力演會

精神肉體の二つに當てて其の可能なるを強調せられ、最後に、人間生活と教育が佛教に於けるダルマに相當すべき理解の爲に在るべきものが在るべき所に在る（眞）事は全能力の發揮（善）となり従つて其處には大調和（美）を示すと共に圓融無碍の清らけき（聖）世界に到達する事を開明して理想人と現實人の關係と教育の有意義と言ふ事に於て論を結ばれた。降壇せられた師は更に時余に亘つて、會員の質問に對し、懇篤なる教指をされ、會員感謝の裡に、午後四時過ぎ閉會した。

英語會報

本學年度に入ると共に多數の新進氣鋭の學生諸君の入會を見た英語會は、會長向軍治先生指導の下に積極的の進出を期し、往年の戸田岩岸、四辻、山口の諸先輩の黄金時代を再現せんと意氣込んで、幾多の新事業を開始した。パイプル・クラスの開設、イスタアデー、オプ、イングリッシュと、同時に泰西文化に密接な關係を持つ基督教の研究を目的として、宣教師チャップマン氏を迎へ、去る四月より毎週金曜日午後三時より本館法科三年の教室でパイプル・クラスを開催、多數の會員聽講し、一般學生にも開放し、聽講を歓迎して居る。

三枝樹教授の講演に移つた。師は現實非否定の釋尊の教説を述ぶる事より説き起して人格の平等説と無我大我の原理を説き個我に於てある絶對大我の生命力の肉體及び精神の統一力を明にして論を進め、共生眞生、正生の理を述べて、教化と社會事業を

學内英語雄辯大會を、英文毎日及び大阪時事後援の下に開催し、同時に向、チャップマン兩氏チャップチの下に新進スピーカーのコンテストを行つた。

1. Opening address P. III. Mr. Yoshida

2. Fragment of my first impression in this University P. I. Mr. Kimura

3. We Japanese and Nature P. I. Mr. Yasui

4. At the appointed time P. III. Mr. Aoki

5. About the difference between the liberty and self-indulgence. P. III. Mr. Hidani

6. Personality P. III. Mr. Kaneko

7. Our mission P. III. Mr. Kawano

8. The essence of modern Capitalistic imperialism. P. III. Mr. Shibata

9. As a compass on shipboard so an idea in society J. II. Mr. Imai

10. Newly made voice P. III. Mr. Yoshida

11. The police and people P. III. Mr. Yamazaki

12. Commerce and comfort P. III. Mr. Yamamoto.

13. Japan at the Cross-roads E. I. Mr. Kako.

14. Closing address E. I. Mr. Kako. 審査の結果次の三君に大毎賞、時事賞を贈つた。

The first prize winner Mr. Hidani.

The second " " Mr. Kimura.

The third " " Mr. Yamamoto.



(照參視請) 部技競上陸るせ勝優に敬致は對

醫大及び本學の四校當番の下に第一回ギヤザリングを開催した。聯盟會長高石眞五郎氏、副會長シャイベリー氏の挨拶、其他學生のスピーチ 英語劇、大毎寄贈の映畫「ヘルリン」等あり、聴衆堂に満ちて盛會を極めた。

能樂會月並例會

六月二十二日午後五時より、谷町二丁目西入小寺市太郎氏方敷舞臺に於いて、本學年度最初の月並會が開催せられた。

當日新入會員及び舊會員全部參集し、加ふるに顧問河村教授及び先輩奥田榮太郎、若林一雄兩君も多忙なるにも拘らず特に本會の爲め出席せられ、盛會に十時過ぎ散會した。

尙當日の番組左の如し

竹生島	番組	古井	野村
千手	寺田	福田	和田
鶴	戸田	福田	和田
通小町	平井	森井	木村
天鼓	獨吟	河村教授	若林
弱法師	奥田	手佐井	若林
橋辨慶	福本	手佐井	若林
熊野	仕舞	清經	木村
富士太鼓	戸田	杜若	平井
猩猩	奥田	杜若	平井
羅生門	番外	全會員	祝言

(第八頁より續く)

之は或る意味に於て、その家族がその戸主に對して要求し得る生存權を承認したものである。然しながら戸主がその家族を扶養する能力資産ある場合には別に問題は起らないが、戸主にその資産能力の乏しい場合は家族は戸

主と共に果して何人に對しその生存生活の保障を要求し得るであらうか。

この場合には現代の私法「社會國家が彼等に認むる唯一の自由は唯だ餓死あるのみである飢ゆる者、寒ゆる者、渴する者に適切なる施設救濟をなすことは國家社會政策の自明當然なことである。

凡そ一國財政經濟の許す範圍内に於てその凡ての國民の生存權を承認し保障し之に物質的の要請を充足せしむることに於て何人と雖も異議ある筈はないのである、然しながら問題は多數の貧民窮民の生活生存を救濟し保障しそれに職を授くるために支出する國家の補助金は一體何人が支出し、それが果して何人の負擔に歸し然もそれが何時迄繼續出來得るものであらうか。而して租税の支出はその國民の擔稅力の如何によるものなる以上この擔稅力に乏しい國民或はその擔稅力の減退した國民が組織構成する社會國家はその國民の凡てに對し到底よくその生存權を保障する實力なきに至るべきことはあまりに明白な歸結である。

一九二七年三月號アトランテックマンズリ(Atlantic monthly)誌によれば、世界各國一人當り生産額の比較は支那一、英領印度一、オシア二、伊太利二、日本三、ポラード六、オランダ七、オーストラリア八、フランス八、チエツコスロバキア九、獨乙二、ベルギー一六、英國一八、カナダ二〇、北米合衆國三〇、この表によれば支那人が一の生産に對し北米合衆國人はその三十倍の生産をしてゐる譯である。人間は生れて平等であり自由であると云ふ。然し一圓の仕事よりしない支那人と、

三十圓の仕事をする北米合衆國人とが、その平等同一の要求を如何にして調和し實際化するべきか。一圓の収入ある人と三十圓の収入ある人とはさうしても平等同一なる生活上の權利を主張し得ざるべきことは、識者を待つて決すべき問題ではないのである。之が實際に残された難問題である。

先年我農商務省の發表せる生産率に關する統計表によれば日英米三國の労働者一人當り全工業に對する生産高は次の如きものである。

日	年額	比
日本	四四圓	一・〇
英國	二五三圓	二・七
北米合衆國	五〇五圓	六・二

昭和四年三月我内閣統計局編纂の列國國勢要覽により國富、所得等をあぐれば

1、國富統計

調査年	總額	人口一人當り
日本(内地)	一九三四年 一〇一、三三三	一、七三三
北米合衆國	一九三四年 七〇、三三三	一、六〇〇
英吉利	一九三四年 二六、三三三	一、五〇〇
フランス	一九三四年 一〇、三三三	一、三〇〇
獨逸	一九三四年 七、三三三	一、二〇〇
ロシア	一九三四年 一〇、一〇一	七、五七六
伊太利	一九三四年 四、七六八	二、一四一
支那	一九三三年 六、六六六	一〇一
歐洲	一九三三年 一、〇〇〇	三、二〇〇
カナダ	一九三三年 三、〇〇〇	三、三三三

ロ、國民所得統計

調査年	總額	人口一人當り
日本(内地)	一九三四年 二、六三三	百圓
北米合衆國	一九三四年 一、五五六	三、八
英吉利	一九三四年 四、八三三	三、七
フランス	一九三四年 三、七〇七	五、九

獨逸 一九三四年 二、四九七 一、八
 ロシア 一九三四年 二、〇七三 一、七
 伊太利 一九三四年 一、〇三三 二、〇
 歐洲 一九三三年 四、五三三 七、七
 カナダ 一九三三年 五、〇〇六 五、五
 英領印度 一九三四年 二、五七三 三

北米合衆國に於ては労働者は、自家用の自動車に乗つて工場に通ふことは敢て珍らしくなく、英國のそれは家庭に風呂をもつて居ないものが大多数を占め、露國のそれは黒パン一個を得るにも餘り容易でないと云ふ状態である。然らば米國は何故斯くの如く富有であるか。それは米國の生産力が偉大で一人當りの富が他國の數倍十數倍に上るからである。勿論一國が富源を有することは、主として天恵であるには相違ないが、その國民の活動力生産力に據ること大なるものがある。

現在の法律秩序の下に於ては、生存權の保障どころか生れ乍らにして正當に有する乳呑兒の生存權を剝奪する制度さへ存してゐるのである、それは乳母の制度である。菊地寛氏はその戯曲「乳」に於て田舎醫者近藤をして面白く皮肉に云はしめてゐる。

「どんな金持の娘さんの命だつてこの赤ん坊の命だつて同じことですよ、親は貧乏の苦しさで承諾はするにしても神さまが——そんなものはないにしても物の道理が許しませんよ今この子のお乳を持つて行くのはこの子の命を持つて行くつて飲む様なものだ、ね、この子にはこの母親のお乳の外には何も持つて生れた物はないんだ、そいつを取つて行くんだから罪は怖しいと云ひたいんだ、まあ僕には彼は云ふ權利はないんだ、勝手にしたまへ、そして金持の薄弱なひよろくした子供丈けが

金の力で生き延びるのだ」云々。
 マルサス氏は人間が増殖する割合は食物が増加する割合よりも急速であることを教えて居る、之は確かに事實である。

今日の法律制度は人間の生活生存を保障して居らないが結婚及出産の自由を認めてゐる。然らば生存權生活權と出生權とは果して能く兩立し得べきものなりや否やである。

前述した様に、マルサス氏は經濟學上生存權を否認したのである。何故に生存權を否認したか。勤勞無産大衆の恨敵ではなく眞實温情著の味方たらんとした。マルサス氏は彼の大人口論は勤勞無産階級の貧困と窮乏との眞相を探究しそれより彼等を救へ出す方策を教へんとしたものである。氏が生存權 (a right to subsistence) を否認し貧者の給養權 (the right of the poor to support) を否認する根據は、云ふ迄もなく人口と食物との遞増の割合が不同であると云ふ點より人口論の論理的歸結である。氏は生存權を否認し、貧者の給養權を否認し、私有財産制度を擁護したのである。然しながら私共はそれを以て直に一概に彼マルサス氏を冷徹なる資本主義經濟學の代辯者であり残忍な利己主義的な人道主義の異端者視することは早計であらうと思ふ。

蓋しマルサス氏の理論——人類は人體その備ふる生活資料よりも、より速に増加する生殖力を有するものであり、然も人間の増殖はこの生活資料の標準程度に於て抑制せられざるべからざるもので其處より人間社會ことに勤勞生産階級に於ける主なる罪惡——不幸が生ると云ふ氏の説が妥當であるとすれば唯だ漠然と漫然と生存權を承認し貧窮者の生

存を保障すると云ふことは決して社會國家の大衆ことに貧者を救濟する道——方策ではなく結局貧民自身の不幸窮乏を招來激發する所以であり富者による一時的の物質的援助によつて貧者を救はんとするは眞の救濟策ではなく結局貧者を救ふ唯一永久の策は貧者自己自らの抑制によるの外なし、マルサス氏の道德的抑制 (moral restraint) による社會政策は即ちこゝにその論據があるのである。

結婚權生産權を認めながら、然しその生れた凡ての者の生活生存を保障せんとするは、マルサス氏の所謂自然の法則 (the law of nature) に反する不可能事を敢てするもので、世を擧げて一般的缺乏 (universal want) の悲惨事に誘導せざるを得ざるに到るのである。

何れの國の社會運動労働組合運動は常にその旗幟目標として理想とするところは、人間の生存權にある。斯くの如き社會權經濟權の一日も早くこの世に一般的に普遍的に承認され保障され實際化する、事を希ふは寔に望ましい限りである。

果して然らば生存權の承認保障は結婚權、生産權の制限を前提として生産權の承認保障は必然的にある程度の生存權の否定を意味することになるのである。而してその兩者の何れを採るべきかは既に科學の範疇を離れ國家政策政治政策の問題となるのである。故に實際問題としては何とて生産の伴ふ生存權の問題を承認し保障しなければならぬと思ふべきである。要するに生存權の主張は經濟學的に之を觀察するならば、一つの理想的分配學説とも見るべきものであらうと思ふ。

(未完)

金融資本 (四)

—(金融資本による産業と銀行の統一)—

學部經濟學科第三學年 瀬戸 健助

第二項 金融資本による産業と銀行の統一

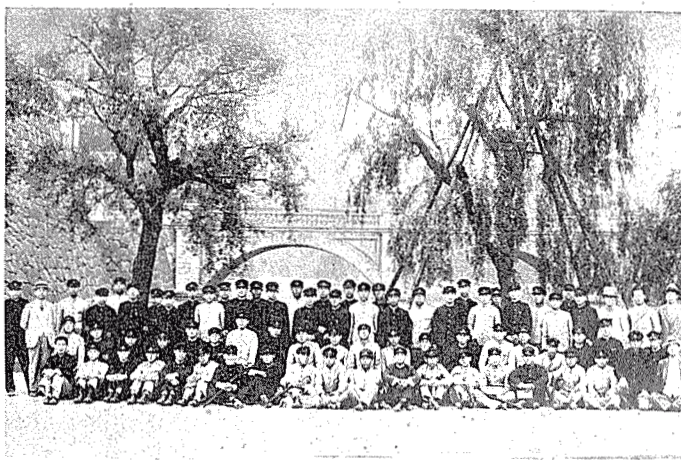
私は以上に於て金融資本の發展が必然的に齎すところの組織強制を考察したが、次ぎに斯の如き過程を通して組織化され集中化されて行くところの近世資本主義を支配する實際的權力は究極に於て奈邊に落つるものであるかを考察しなければならぬ。より具體的に言へば、近世資本主義の支配的地位に登る者は、果して銀行資本家であるか、それとも又産業資本家であるかの問題である。金融資本の研究が與へる最後の結論は、此の具體的實際的な問題に對する解答である。然し乍ら此の問題に對しては、何人も、益々集中化しつつあるところの近世資本主義の支配的地位を占める者は産業資本家であることは答へ得ないであらう。何故なれば金融資本の發展増加に伴つて、産業資本のうちこれを充用する産業資本家の所有でない部分が益々増加する。彼等は此の資本の處理權を銀行を通してのみ獲得するのであつて銀行は彼等に對しては所有者を代表する「からである。④夫故に近世資本主義の支配的地位を占める者は銀行資本家であつて、産業資本家は寧ろ彼等に隸屬せざるを得ないのである。曾て産業資本家が個に獨立して慘怛たる自由競争を營んで来た時代即ち産業資本主義時代——そこに於ては自由主義 Liberalism の觀念形態が支配してゐた——に於ては商業資本家はあらゆる機會を利用して主産上の支配的地位を占めてゐた。然し乍ら、此の自由競争が大いに制限されるに至つて、商業資本家は最も深く零落せざるの運命に置かれたが、反對に銀行資本家は、産業資本家が使用するところの生産資本に對する所有權を利用して、益々勢力を増殖して来たのである。ここに於てか資本主義の一循環は終つたので

ある。然らば此の銀行資本家の勢力の増殖は如何なる現象形態をとりつつあるか。私は之れを次ぎの如き一つの統計によつて示すことにする。⑤

大銀行名	大銀行ノ監査役會ニ參與セル工業界ノ代表者ガ占ムル席數	大銀行ノ監査役會ニ參與セル工業界ノ代表者ガ占ムル席數	大銀行ノ監査役會ニ參與セル工業界ノ代表者ガ占ムル席數
獨逸銀行	一三三二五九	五	重工業一六、機械一五、電氣一七、外國一七、等等
ドレステン銀行	九九一九	八	重工業九、機械六、電氣八、交通三、外國二、等等
劉引銀行	九九二四二	二	重工業一、機械七、電氣五、交通一五、化學四、外國八、等等
タルムスタット	一一二二二二	六	重工業九、機械九、電氣一〇、化學四、食料一、交通一〇、外國一、等等
シヤフハウゼン	一一九二四八	一七	重工業一五、機械九、電氣四、化學五、交通一四、外國六、等等
伯林商業	九二二二〇	一三	重工業一七、機械九、電氣一、交通一〇、外國六、等等
合計	六五三八二〇	五四	重工業七七、機械三四、電氣五〇、化學九、交通七八、外國六六、等等

上表によつて見れば獨逸の六大銀行が參與する會社は、實に六五三の多きに達してゐるのである。而してその送れる監査役 Aufsichtsrat の席數は實に八二

〇の多きに達してゐるのである。然るに産業會社より此等の銀行に送れる監査役の席數は僅かに五四である。が此の事實は金融資本の擡頭に伴つて、銀行資本家が如何にその勢力を増加して来たかを示す以外の何物でもないのである。此の Aufsichtsrat は普通日本では監査役と譯出するけれども此の監査役の權限は、普通に吾々の解するが如き監査役の權限とは異なり異常に大なる支配力を持つのである。此の



附屬二家商學堂校長辛業該行記念攝影

産業企業に對して送入される監査役の帯びる使命は銀行の産業に對する金融的支配を可及的に擴大し深化することである。此の點に關し Hilferding 及び Jentsch は次ぎの如く言つてゐる。

註「銀行は株式會社に對してただに私的企業に對してよりもより多額の信用を授與し得るのみでなくその貨幣資本の一部をも長端いづれかの期間、株に投資し得る。がともかく、いづれの場合に於て

も、株式會社に對する銀行の繼續的利害關係が生ずるのである。すなはち銀行は一方に於ては、その信用を正當に授與し得るために株式會社を統制しなければならず、また他方に於ては、利得を生むあらゆる金融上の銀行取引を適さないために株式會社をできるだけ支配しなければならぬのである。で銀行のかかる利害關係から銀行の關係する株式諸會社を絶へず監視しようとする努力が生れる。がこのことは監査役會に代表されることによつて最もよく行はれる。かかる代表はまた、この會社をして、發行業務と關聯する他のあらゆる金融取引をも同時に銀行の手を経て行はしめるやうにする。⑥

「大銀行は地域並に産業種類に應じて、出来るだけ多方面に産業企業と結合しようとする努力、また個々の銀行の生ひたから生ずるところの地域上ならびに産業上の分布の不平等を益々廢除しようとする。これと相俟つて産業上の關聯を規則正しい組織的な事業的結合の上に立脚せしめ、かつ監査役の地位の占領を結合組織によつて、この關聯を現はすのみならず、それを擴大し深化しようとする努力が生ずる。⑦

かくて、銀行から産業會社に送入される監査役は我が國に於ける監査役の如く重役の捨擲ではなく、實に活動的な役割を演ずるのであるが、それが爲めに銀行重役には一個の分業が成立してゐるのである。即ち、銀行と産業全體との關係を専門的に監督するところの重役と、一定の産業をその擔當とし、それ等の産業の監査役として代表されて行く重役と之れである。然し乍ら斯の如き傾向は、銀行資本家が、益々増加する金融資本を通じて、産業資本家となりつつあることを物語るものである。

かくて、金融資本の發展によつて、(銀行資本)銀行資本家(産業資本)産業資本家の從來存立した分離對立は止揚 aufgehoben され、銀行資本家は、益益多く(主として)産業會社の監査役會に代表される

これによつて、完全に産業資本家になるのである。銀行資本は同時に産業資本である。銀行資本の利益、多くの部分が銀行家の處理し、産業資本家が生産行程に使用する資本となる。が、それに伴つて、銀行資本家は同時に産業資本家である。銀行預金の利益、多くの部分が産業会社に代表されて、産業上の諸行程に干渉し監視するところの産業資本家となるのである。一方に於て、極度に集中化された銀行と、他方に於て又極度に集中化された産業とは、叙上の關係を通じて統一され、此の統一された最高の資本主義社會を支配する實際的權力は少數の資本團體の手に集約されるのである。ここに於ては、諸事業部門（紡織、製鐵、製粉、運輸、銀行……等）の分離、獨立、換言せば社會的分業、gesellschaftliche Arbeitsteilung — すなはちただ僅かに個々の主體の意志からは獨立して發生するところの自然的紐帶（價格）によつてのみ、全社會的有機體、gesellschaftliche Organismus の諸構成部分として、聯結されてゐたところの諸諸なる事業部門間の分業は消滅して、只結合せる諸事業部門間の技術的分業、technische Arbeitsteilung のみが残るのである。かくて事態は極めて單純化され、所有關係の問題、支配關係の問題や階級的利害の問題は最も明白にして、最も疑ふ餘地なき尖銳な表現を爲るのである。

私はここに、以上に述べて来たところの點を要約する。「金融資本の發展は、一方に於て銀行をして産業企業集中化の運動を促進せしむるの拍車たらしめると同時に、産業企業集中化の發展は、逆作用して銀行自體の集中化を促進せしむる。が斯くて、集中化して行く二面は、又金融資本によつて益益緊密にされやがて統一されて、資本の特殊性が消滅する」云々。

1. Hilferding: Das Finanzkapital, Seite, 280
2. リーヴン著竹中氏譯「企業合同論」八〇頁
3. Hilferding: a. a. O., S. 230—231
4. Hilferding: a. a. O., S. 242—243.

5. Jeldts: Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie, Seite, 288
6. 經濟學論集第七卷第一號、美濃部氏著「ドイツの歴史」二九〇—二九四頁
7. 經濟學論集全上、三〇〇頁
8. Hilferding: a. a. O., S. 231
9. Hilferding: a. a. O., S. 283
10. 小島精一氏著「企業集中論」二二〇—二二二頁
11. Hilferding: a. a. O., S. 134
12. Jeldts: a. a. O., S. 180.

第三項 補論（英國の銀行制度とその歸趨）
以上で金融資本の理論的説明は終つたのである。けれども、そこで吾々の導いた結論に對して反對する多くの論者は、殆んど總てが其國の銀行制度を以て反駁の材料とするのである。即ち彼等は英國の銀行制度に就いて先づ二つの特質を擧げるのである。

(一)英國に於ける銀行制度は分業主義であること
即ち、銀行は、投資銀行 Investment Bank と商事銀行 Commercial Bank とに分立してゐる。従つて商業銀行は産業企業とは何等の關係なしとするのである。

(二)英國の投資銀行は、只産業に對して資本を供給するのみであつて、獨逸に於ける銀行の如き産業政策を用ひないこと。従つて、Hilferding の金融資本論は、只獨逸資本主義に對しては十分の適要性ありとするも英國資本主義に對しては何等の適要性なしとするのである。

夫故に、ここで補論として、論じなければならぬのは、此の二點に就いてである。

(一)英國に於ける銀行制度を以て未だ純然たる分業主義となす論者は結局に於て、その形式のみを見て本質となす者に過ぎない。勿論現在の英國に於ても、投機信用と商業信用の授與のみを以て立つ商業銀行（此の中大なるものは、big five として知られ

る Midland Bank, Lloyds Bank, Westminster Bank, Barclays Bank, National Provincial Bank 等々である）と資本信用の授與のみを以て立つ投資銀行（Investment House、發行者 Investment Trust、投資信託等）とは明かに分立してゐるのであるが、それは形式上のことなるに過ぎない。内容的に見れば此等の商業銀行は、發行者者、投資信託等々の中間者を通じて投資市場に進出しつゝあるのである。例へば投資信託は、その投資に際しては、叙上の銀行を受託者として資本の供給を得るのである。而して、その資本を内外の産業企業の發行せる有價證券に投資し、かくして得たところの有價證券を一方では銀行に預託し他方ではトラスト自身の有價證券を發行して一般投資公衆に賣出すのである。だからして、獨逸に於ては銀行が直接に行ふところのものを英國に於ては此等の中間者を通じて行ふに過ぎないのであるのみならず、資本主義の發展に伴つて、投機や商業の意義が失墜するに従つて、商業銀行はその利益増加する預金を資本信用に利用しなければならなくなることは、既に先述せることである。

「だから、必然的にして避くべからざる——といふのは資本主義的發展の法則より生ずるからである——産業への銀行の侵入を以て、銀行にとつて一の危険なりとして反對し、むしろかの預金銀行と投機銀行との分業と云ふ組織的に後れたイギリスの銀行制度を以て理想なりとし、この理想をば必要な場合には法律的強制によつても達成しなければならぬとする見解は、これ一の空論にほかならぬ。この見解は、第一に、イギリスにおいても銀行がその蒐集せる貨幣を産業や商業や投機に融通するといふ事實を看過し、イギリス銀行制度の外見を以て直ちに現實となすものである。」

右のことが、イギリスにおいては中間者を通じて行はれ、ドイツ及び一幾分變形された形ではあるがアメリカにおいては直接的に行はれるといふことは一定の歴史的原因より説明される事柄である。

①夫故に英國に於ける形式的な商業銀行を以て叙上の論議を反駁せんとするは結局に於て無力である。

(二)が、更らに第二の問題に進まう。

「Z」は英國の投資銀行の特質に就いて次ぎの如く言つてゐる。「英國の投資銀行は只銀行業のみによつて立つのである。それは只金融するのみを以てその義務と考へ、産業方面には立ち入らないのである。或る英國の銀行家は銀行は金融業者として以外に國家や諸産業の發展に關與することは絕對に不可であること考へてゐる。彼等は銀行は會社の出資者であつてはならないと信じ又一度は貨幣が借手に供給された曉に於ては、借手はその貨幣を全然自由に處分してもいいものと信じてゐるのである。……英國の投資銀行は産業や商業からは超然とし事業界の各單位はそれ獨特の職能を持つものだ云々態度と、又彼等の仕事は只長期の貸付業務（發行業務）を營みそれ以外の何物でもない云々態度とを固持してゐる」云々。

②夫故に、英國に於ける投資銀行は内國の諸産業に資本信用を授與し、その有する銀行資本を生産資本に轉化するに雖も、獨逸に於ける投資銀行の如く、深く産業企業に關與しないのである。彼等は、産業企業に對して監督役を送入してそれ等の企業を永續的に統制しようとしなない。彼等は、又その有する有價證券を、早速賣却してしまふのである。だからして、「金融資本の増加發展に伴つて銀行資本家は益益産業資本家となり、極端に集中化された資本主義社會の實際的支配權を銀行資本家が掌握するであらう」とする叙上の結論は、よし獨逸の資本主義に對しては妥當なりとするも英國の資本主義に對しては適要性なしとするのである。

然し乍ら、吾等は、英國の投資銀行が、獨逸の投資銀行の産業政策に反して、斯の如き消極的退嬰的な政策を執るに至つた理由を考究しなければならぬ。斯の如き英國投資銀行の退嬰的産業政策は決して、銀行家の主觀的な意志から出たものではない。

寧ろ、それは英國に於ける投資銀行の内國産業に對する資本の融通は、英國獨特の恵まれたる經濟狀態からして比較的に僅少であつたこと云々、一言にせば金融資本の極頭が遅れたと云ふ事實に基くのである。然し乍ら、若し之に反して、産業に融通される生産資本に轉化される資本が、もつと多くを需要されてゐたことれば、英國の投資銀行と雖も斯の如き保守的退嬰的な産業政策を以て満足し得たか否やは大いに疑問である。否、最近に於ては、英國に於ける金融資本は内國産業の生産規模の増大、投機や商業の意義の失墜等々の資本主義的發展に伴つて、益益増加しつつあるのである。だからして、現在の英國に於ける投資銀行の産業政策を以て、永劫不變のもの、信仰し、金融資本の發展に伴つて、銀行資本家は益益産業資本家となり、極端に集中化された資本主義社會の實際的權力を掌握するものは銀行資本家である。この叙上の結論がやがて又英國の資本主義にも適要される時の來ることを否定すべき何等の理由もないのである。一言にせば金融資本主義は、存在 Sein の問題としては現在の英國には妥當性が薄弱である。——事實 Hilariding も英國に於ては産業の銀行への隸屬は他の資本主義國に於けるが如く極端でないことを認めてある——けれども必然性 Naturbedingtheit の問題としては、英國の資本主義も亦早速金融資本主義化せざるを得ないのである。

英國投資銀行の遺方は舊式でもあればまた消滅せんとしてつあるものである。③

註。だがここに最も皮肉な現象として吾吾の興味を繋ぐものは、英國の資本主義的發展の先利は、英國に於ける産業資本と銀行資本との（金融資本による）内面的聯絡を困難ならしめ、従つて英國資本主義の組織化を甚だしく遅延せしめたことである。然るに、獨逸及び米國に於ける資本主義的發展の立運れは、「逆に産業資本と銀行資本との間における斯かる内面的聯絡」を緊密ならしめ、此等の國の資本主義の組織化、獨占化を甚だし

く早めたことである。④

1. Hilariding: Das Finanzkapital, Seite, 368
2. Nash: Investment Banking in England, Chap.
3. Hilariding: a. a. O. S. 368.
4. Hilariding: a. a. O. S. 363. —(完)—

古典派經濟學研究 (一)

アダム、スミスの富國論

學部經濟學科二年 佐伯三郎

麗女

麗女は箒に跨りながら、片片と空を飛んで行つた。

それを見たものが三人あつた。

一人は年とつた月だつた。これは又かこ云ふやうに、黙々と塔の上にかかつてゐた。

もう一人は風見の雞だつた。これははびつくりしたやうにぎいぎい桿の上に啼きまはつた。

最後の一人は Dundernütz 先生だつた。これはその後熱心に、麗女が空を飛んで行つたのは、箒が麗女を飛ばしたのか、麗女が箒を飛ばしたのか、どちらか云ふことを研究し出した。

何でも先生は今日でも、やはり同じ大問題を研究し續けてゐるさうである。

麗女は箒に跨りながら、昨夜も大きな蝙蝠のやうに、片片と空を飛んで行つた。

芥川龍之助著「點心」(Los Caprichosより)

まへがき

拙いこの稿は今を去る四年の昔、大正十四年の春から一年間に亘つて、當時或る經濟學の研究會に報告したものに加筆をしたものである。

經濟學は麗女のやうに、それを研究せんとする者は Dundernütz のやうに、空しい努力を過してゐる。もう一度、私は渾沌たる現代の經濟學を後にし

て、經濟學の父である Adam Smith (1723—1790) やそれを廻る古典經濟學派に歸つて見たい。

それが、再び舊稿を拾つて、熾直しせる所以である。勉強の足らなかつたり、誤り解する所が多かつたりする個所は、自分ながら感じないこともないが、兎に角これを諸先輩の前にはさらけだして、教示を希ふ次第である。

第一編の第一章、第二章、第三章即ち「分業論」

緒論

Adam Smith (1723—1790) は經濟學の父であり分業論の母である。分業については、遠く希臘の哲學者 Platon (B. C. 427—347) Aristoteles (B. C. 384—322) 以來、社會科學上の著述家は、分業によりて收める利益を説いて來たが、此の場合にも Smith は、説明に當つての哲學的透徹と、之を例證するに當つての、豊富なる實際的知識とによつて、舊學說に一層の意義を興へた。A. Marshall: Principles of Economics, P. 240. Smith の分業論の結構は「Wealth of nations」第一編の第一章から第三章までであり、

第一編は、「勞働生産力進歩の原因」云々と題され、その中第一章は「分業について」として分業の利益、この利益の生れ來る所以を説明し、第二章は、「分業の發生を興へる原理について」として、分業は交換せんとする人間の傾向より生れる自然的產物であり、交換は利己心に基き行はれる。人は生れ乍らにして才能上の差違定まらるのでなく、却つて分業は各人の才能を作れることを説き、第三章は、「分業は市場の大きさによりて制限せらる」として、分業と市場との關係を説き分業は結局市場の大小によつて、制限せられる次第を述べ

Smith の分業論に於ける謂ては、勞働生産力の増進、殊に分業の發達が、富裕を呼ぶ原因であり、故に一、富裕は分業より起り二、分業は如何にして生産物を増加するかにあつた、國が富めり云ひ、その經濟的活動力が大なり云ふは、富の蓄積高、或は投下資本高を云ふのではなく、年年の生産高の大小を云ふのである。

實際、勞働力の充實は、尤も完全なる經濟狀態であるからである。

次に、一、而らば、分業を來すものは何であるか二、分業は商業の大きさに比例するものであることを説明せんとするにあつた。

私は、大體この計畫通りに論じて行く積りである。

次に、一寸述べて置きたいことは、國富論全體は、「諸國民の富の性質及諸原因」の研究にあるのであるが、富の諸原因については、Smith に從へば富の源泉は勞働であり、故に勞働は富の一原因である、けれ共諸原因と云ふからには、尙この外に原因がある筈である。

而るに Smith は、勞働は富を生産する、分業は勞働生産力増進の大原因である、故に結局、

一、勞働を富の直接原因とすれば、二、分業は富の間接原因となる、よつて、この兩者を彼の場合「富の諸原因」を見做して大過ない。

私は更に、Smith の思索の對象となつた、當時の（凡そ 1700—1760 年代）英國の經濟事情を簡単に記して置きたい。

國富論の初版の出では、一七七六年であり、この年は又米國獨立宣言書の發布せられし年として記憶すべきである。本書出版に至るまでの著者は、舊産業時代の末、新産業時代の顯著なる開始の前に生をうけた。國富論が一七七六年、即ち産業革命の前

夜に誕生せるは第一に記す可きである。

A. 當時の人口状態

經濟史家によつて、一般に認められる Finlason の統計によれば、イギリス及ワエールスの人口は、

一七〇〇年 五、一三四、五一六人
一七五〇年 六、〇三九、六八四人

即ち十八世紀の前半に約九〇萬の増加を示せるは急激なる發展云ふ可きである。

B. 當時の農業状態

十八世紀中の英國の農業は中世時代より、近世資本主義への過渡期にあつた。

即ち中世的色彩は未だ夕焼の如くに西空に残存しつつ、一方近代的色調の漸次東空に濃厚なるを覺ゆる、この變化推移は大體一七六〇年を分界點として見らるであらう。

C. 商工業状態

英國が商工業的地位を確立するに至つたのは漸く十七世紀末より十八世紀中葉に於てである。中世に於て、英國の商工業は未だ重要な役割を演ぜず、その經濟的活動は主として農業方面に在つた。

十八世紀に移る間際の英國經濟事情は、A. Toynbee (1852-1883) 其他の經濟史家所見の如く一七六〇年迄は、本質上十七世紀末に於けると大差なかつた。而して Merchantism は外國貿易に向つて保護、干渉、制限の手を緩めず、内國商業は Smith に従へば「殆んど全く自由」であり、A. Toynbee に従へば「絶對に自由」であつた。

當時工業方面に於ては、毛織工業、綿工業、製鐵業、造船業等重要なるものであつたが、相次いで發明され改良される諸機械、諸蒸氣機關の發明改良は漸次凡ゆる方面に應用され利用され、生産の活發、需要の増加と共に濶濶たる將來の大工業的生產が豫想せられ、經濟史家の所謂、産業革命 Industrial Revolution の前夜であつた。

A. Smith 及び Industrial Revolution の前夜

に生れ、そして、前後の經濟事情を基礎として、國富論に望むだ。(未完)

新刊紹介

關西大學講師 辰巳經世氏譯

奴隸制度史

曾つて本誌の編輯者たり、現に本學講師の職にある辰巳經世氏は此度『奴隸制度史』なる一譯書を公にせられた。年來同氏に兄事し、且つ本書の成立に就て一半の經緯を知れる筆者は左に本書を紹介するの光榮を有しやうと思ふ。強ち任其人にあらずこの誹を受くるなきを自負してよいであらうか。

本書の原著は John Kells Ingram の A History of Slavery and Serfdom である。原著者が經濟學者並びに經濟史家として令名ある人なることは苟くも經濟學に關心を有つ程の者が等しく知れるところであらう。其經濟學史に關する著作の如き學界の標準となつてゐる程であり、此『奴隸制度史』も亦文献の少い該題目に就ての權威書である。原著は初め『Slavery』なる項目の下に大英百科全書第九版第二十二卷(Encyclopaedia Britannica, 9th ed. vol. 22, 1875-1899)に發表されたのであるが、其後多少の増補改訂が加へられて一八九五年に前記表題の單行本として出版せられた。譯者は原著の學問的價値につき序文中に次の如く述べてゐる。『奴隸制度に關する内外の著書は必しも少いとは言へぬ。これらの類書中に在つて、イングラムのそれは、誰もが認める如く、特にオリリテイを主張するものである、その科學的にして組織的なること、殊に、兎にも角にもその取扱へる範圍が、古今東西を蔽ふものであることに於ては、隨一のものであると言つても差支ないであらう』。吾人は奴隸制度の忠實な研究者である譯者の言を其儘受容れて好いであらう。

△

由來歴史家は又同時に現實に歴史を動かす人であつた場合が多い。蓋し歴史の流れに對する深き洞察は彼の生ける其時代の空氣の裡にやがて來るべき時代の相を豫覺せしむる爲めであらうか。木譯者も亦一面に於て歴史に對する一學究の徒であると同時に他面過去に對する研究から現在を顧みて其處に將來への發展を待望する時代のうめきを聽かうとする先驅者の面影を備へてゐる。氏が序に於て又『將來社會への』正しき『展望』は、常に現實社會の正しき認識を前提としてのみ可能であり、現實社會の正しき認識は又、その由來する源流への誤りなき遡及を前提とする。而して『賃銀制度の源流に遡つて、吾々が必ず到達するところのものは古代社會の基礎をなして居つた『奴隸制度』である。私がこの小譯を企圖したのは、その歴史的事實に對する單なる興味のみならず、歴史的發展過程に於て約束されてゐる、來るべき社會への展望の根柢を探らんとする希望の故である』云々を見る時、吾人は譯者勞作の動機を覗み得ると同時に好著能く其譯者を得たりと思はざるを得ぬ。

△

譯者の此勞作は約四年以前に始る。即ち大正十四年九月十五日發行の千里山學報第三十二號に始めて掲載せられたのがそれである。筆者の記憶にして誤りなければ續いて第三十三號、第三十四號、第三十九號、第四十一號と掲載せられた。其後右の譯稿に關して東京帝大の某教授より紹介があつたり、出版せらるべくして出版せられず久しく篋底に秘められてあつたりしたことを筆者は知つてゐる。譯者の文名は既に定評あるところ、而も此度の上梓に當つて譯者は推敲更に數度、譯筆愈靈妙を増せるを見る。

△

本書の内容は原著に從つて章を分つこと九、各章の題目は凡そ次の如くである。
第一章序説、第二章古代ギリヤに於ける奴隸制度、第三章古代ローマに於ける奴隸制度、第四章

隸農制度への變化、第五章、隸農制度の廢止、第六章アフリカ奴隸貿易及び黑人奴隸制度、第七章殖民地奴隸貿易の廢止、第八章黑人奴隸制度の廢止、第九章ロシア及び東方マホメット教諸國に於ける奴隸

而して第五章、第七章、第八章、第九章は特に各國に分つて其事情を明かにしてゐる。外に附録として左の小篇を卷末に添ふ。

- 一、『奴隸』及び『奴隸制度』なる語の使用法に就て
- 二、ヘブライ人の間に於ける奴隸制度、三、古代エジプト、アッシリヤ、ヘルシヤ及び支那に於ける奴隸制度、四、古代及び近代印度に於ける奴隸制度、五、バルバリ海賊の下に於ける奴隸制度、六、俘虜の買戻し、七、産業組織としての奴隸制度

△

全體を通じては著作の性質上無論歴史的事實の叙述が大部分を占むるが、而も第一章、第四章附録一七、等には史的法則、經濟理論としても讀まざるべき多くのヒントが與へられてゐる。一般史家は勿論經濟學徒に取つても好書の參考書であらう。敢へて大方に獎むる所以である。(菊列三二〇頁、大阪大同書院發行、定價金二圓) 四六、一九、森川生

碧南詩鈔(其二)

寄夢鷗將軍在龜崎 三浦岩松

丁字湘簾亞字欄望洲樓外欲春殘思人情似晚潮急一夜隔江鷗夢寒 望洲旗亭

初夏

沙鷗予共欲忘機瀟灑酒來馴白板扉午靜

新林風影綠蟬聲如水澌涼衣

試茶

未知五岳與三山松下吹爐生事閑掃却塵

思通體爽仙林玉露在人間

守拙

聞他同學有盛名蕉鹿黃梁夢不成樗櫟

元來無用所一身守拙了斯生

千里山俳壇 朝冷選

專文二 桂 定 風
 日落つる夏野の果ての臺場哉
 籐椅子を露臺へ運ぶ星涼し
 暮夜の校庭に踏みにつけり

豫三 金子 斌
 雨戸うつ夜の雨あがる初蛙
 菜の花を誰がさしゆきし地藏哉
 水鳥の背に水光る春の風
 硝子戸を開けて風入る藤の家
 籠の鳥の鳴きたつ軒の菖蒲哉
 長柄橋往來の中の日傘哉

二商 松野 國照
 街燈に光りて細し春の雨
 朔たいて在ませる母に春暮るる

北濱 福永 敏兒
 五月雨の晴れ間に見ゆる白帆哉

霧町 廣田 弘應
 若葉かけ白き日傘をひらきけり

西淀川區 横川ますに
 春寒し山に憩ひし時しばし

暖かや谷の向ふの鳥の聲

大阪 本出 台水
 六甲や峰の朝日に残る雪

家々の旗朝風に天長節

今橋 西條 傳吉
 車窓麗らゝなる里の壁白し

早寝する山の旅籠の初蛙

西宮 池田 昌壽
 梅檀の花の盛りの夜の雨

籠り堂出て水波むに明け易き

編輯餘録

▽梅雨の雨が少く、物足らぬ感じの中に既に初庚を迎へた。灼くるやうな暑氣に生理的な倦怠を覺ゆる中に生活意識だけは益激しく動く、男性的と言ふ言葉で表象される夏。編輯を終へて夏眉下に迫るに憐ろいた。茲に盛夏流汗を拭うて讀者諸賢の自愛を祈る。

▽改題して本號より「關西大學學報」と呼ばれることとなつた。蒼空に高啼け夏の若き蟬

▽本號には記事副濶の爲學生彙報の原稿にて次號に廻したものがありますが不惡御諒恕あらむことを。

▽樹陰微睡を食ぼるの快は言はず汗に惹かれて眞學究學の念又一入ほ。夏は所詮熾烈な活動の意識に炎ゆるの時、その收獲こそ次號に御惠投あらむことを。學生諸君の眞摯にしてフレツシユな論文を歡び迎へます。冷やかに冷やかに自我を悟る夏。

關西大學 第七回夏期 語學講習會 會員募集

- 聽講者 男女ヲ問ハズ入會スルコトヲ得 (女子多數ナルトキハ別ニ女子部ヲ設ク)
- 講 師 關西大學專任教授
- 特 典 英語科修了者ニハ關西大學專門部入學試験ノ語學試験ヲ免除ス
- 照 會 詳細ハ口頭又ハ書面ニテ此花區上福島關西大學宛照會セラレタシ (返信ヲ要スルモノハ返信料添付ノコト)

八月號休刊

例年七月二十七日發行致す
 本誌八月號は來月九日に休刊し
 八月號は來月九日に休刊し

昭和四年七月

關西大學學報局

不許複製

編輯兼發行人 霜 村 盛 郷
 印刷者 谷 口 默 次
 印刷所 谷 口 印刷所
 發行所 關西大學學報局

大正十一年六月十五日創刊
 昭和四年七月十三日印刷
 昭和四年七月十五日發行

大阪府北區堂島上三丁目十五番地
 大阪府北區堂島上三丁目十六番地
 大阪府北區上福島北二丁目

福島學舍 關 西 大 學
 電話土佐通 一〇四九
 電話吹田 一三三

千里山學舍 關 西 大 學
 大阪府外千里山
 電話吹田 一三三

脚氣新藥

ビタミンBの含量豊富
 價格最も低廉なり

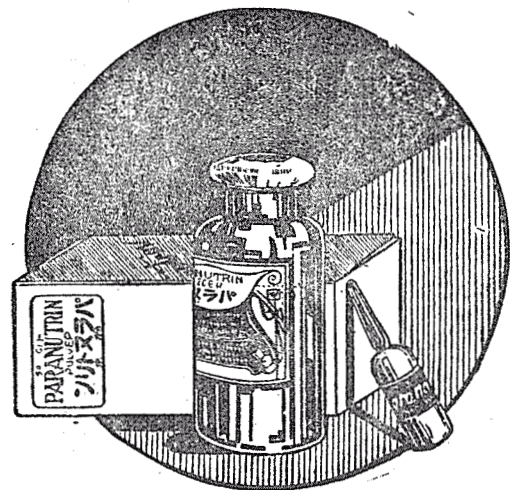
パラヌトリンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるビタミンB劑にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈す

パラヌトリン

皮下注射用	一五〇cc	一五〇〇cc	一五〇〇cc	一五〇〇cc
内服用液	一五〇cc	一五〇〇cc	一五〇〇cc	一五〇〇cc
全粉末	一五〇cc	一五〇〇cc	一五〇〇cc	一五〇〇cc

發賣元 株式会社 塩野義商店
 大阪市東區道修町
 東京市日本橋區岩附町



關西大學 專門部 補缺募集

募集人員

法律學科第一學年
 經濟學科第一學年
 商業學科第一學年
 國漢文專攻科第一學年
 英文專攻科第一學年

三百名

志願者心得

出願期間 八月十二日ヨリ同三十一日マデ

試験期日 九月二日(學科試験)

九月三日(人物試問)

詳細 返信封入左記へ照會ノコト

第二學期ヨリ天六新學舎へ移轉

(但シ補缺入學試験ハ福島學舎ニテ施行ス)

大阪市此花區上福島

關西大學

電話土佐堀 一〇四九番
七三七〇番

校友各位に急告

豫て本誌上でお知らせして居ります通り、關西大學校友會名簿は、先般校友會常議員會の決議により、獨立會計の下に出版することとなり名簿需要者には名簿基金として一時金參圓納入願ひ、基金納入者に限り毎年出版の都度無料で配付し、それ以外には御願ひしないことになりました。本年度の名簿は来る十月發行の豫定ですから、未だ御申込なき方々は此際至急左欄申込書と共に基金御拂込下さるやう願ひます

昭和四年七月

關西大學學報局

切取線

號 申込書

一金參圓也

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

一 昭大 治和 年 月 日 學部 科卒業

住所

氏名

關西大學校友會御中

備考 ○申込基金ハ關西大學會計課へ
○住所勤務等ノ異動ハ學報局へ

晝間部 各學年補欠若干名

所在地 大阪市東淀川區
市電天六ヨリ
新大阪電車ニテ
約五分淡路下車

文部省 認定 北陽商業學校 補集

願書 八月十日ヨリ九月三日迄 (電話北七五七五番)

轉校 他校ヨリノ轉校ハ九月一日迄ニ許可ス

推薦入學者 本校卒業生及在學生ノ推薦ニ依ルモノハ八月卅一日迄ニ許可發表ス

卒業と其の特典

本校は文部大臣の認可を得て設立したる晝間部五ヶ年制(入學資格 尋小卒)夜間部本科四ヶ年制(入學資格 高小卒)の甲種商業學校なれば本校卒業生は一般上級學校(大學豫科、高等學校、高商、藥專、醫專、陸海軍學校、其の他專門學校)入學に關し夜間部晝間部を問はず中學校卒業者と同等の資格特典を文部省より指定せられ文官任用令により判任文官たる資格及在學中徵集猶豫(兵役法改正ニヨリ在學中徵兵検査ヲ受ケナクテモヨイ)幹部候補生たるの資格及在營年限短縮其他各官公立同種學校の有する凡ての特典を有す

七月一日より—金店にて御贈答用品陳列

中元や暑中の御贈答品は……三越へ—

當店ではいち早く御恰好の御値段で、氣の利いた各種の商品を潤澤に取揃へてをります。たゞ一度の御來店に依つて、極めて簡易に御選擇が出来ます。

三越の商品券

三越の商品の何にでも融通し、且本支店共通にて御利用範圍が廣く御贈答品として最好適。

大 阪
三越